

# 第 51 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和 2 年 2 月 12 日（水）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分

【場所】関内中央ビル 3 A 会議室

## 1 開会

- (1) 障害福祉部長あいさつ

## 2 議題

- (1) 横浜市障害者施策推進協議会への諮問に対する答申（案）について

ア 「総論（第 3 章 3-1・2）」の内容について

イ 全体を通して（意見交換）

- (2) 報告事項

## 3 その他







令和元年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfantPlaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会



令和元年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

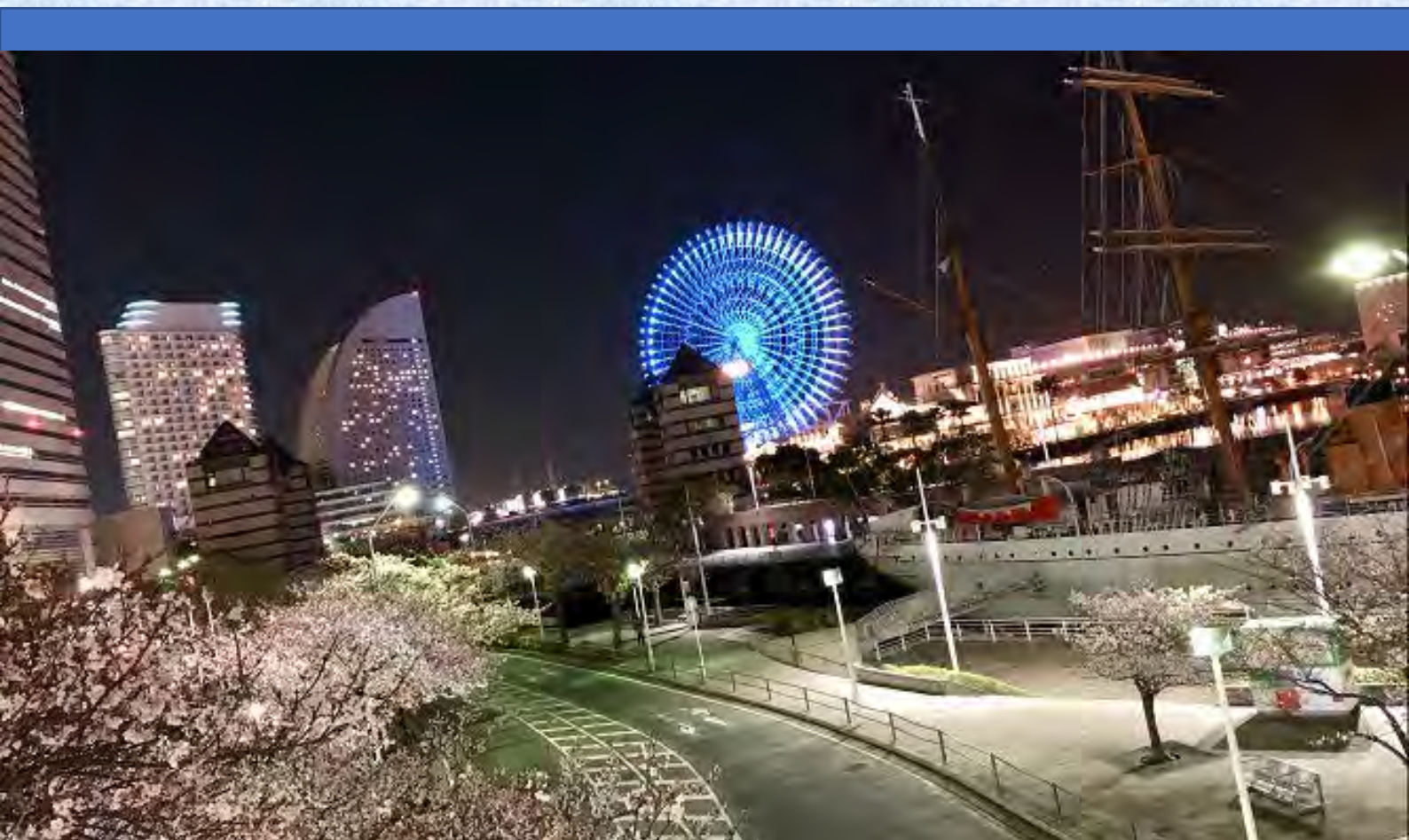
	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉部長	上條 浩
		企画課長	平木 浩司
		障害企画課長	佐渡 美佐子
		障害福祉課長	渡辺 文夫
		障害支援課長	宮嶋 真理子
		精神保健福祉推進担当課長	榎本 良平
	こども青少年局	こども福祉保健部長	細野 博嗣
		医務担当部長	岩田 眞美
		企画調整課長	谷口 千尋
		障害児福祉保健課長	内田 太郎
		青少年相談センター所長	高田 裕子
		子育て支援課長	田口 香苗
		保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育担当部長	佐藤 祐子
		特別支援教育課長	須山 次郎
		特別支援教育相談課長	青木 正章





(案)

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な  
遅れを伴わない発達障害児・者への  
具体的施策の展開について【答申】



「世界自閉症啓発デー in 横浜 2019」より

令和 2 年 3 月

横浜市障害者施策推進協議会



- はじめに . . . 2

## 第 1 章 検討の背景

- 1-1 国の取組 . . . 3
- 1-2 横浜市の取組 . . . 4

## 第 2 章 平成 30 年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

- 2-1 平成 30 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容 . . . 6
- 2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性 . . . 7
- 2-3 喫緊に取り組むべき課題 . . . 8
- 2-4 横浜市長からの諮問 . . . 10

## 第 3 章 具体的な施策の展開について

- 3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について . . . 11
- 3-2 前提となる考え方 . . . 12
- 3-3 本答申の構成について . . . 15
- 3-4 6 大項目・15 小項目に関する視点 . . . 16
  - 【大項目Ⅰ】 本人がその人らしく生きるための支援の充実 . . . 16
  - 【大項目Ⅱ】 保護者及び家族への支援 . . . 21
  - 【大項目Ⅲ】 支援機関の連携と役割分担 . . . 23
  - 【大項目Ⅳ】 支援体制の強化・充実 . . . 29
  - 【大項目Ⅴ】 人材育成 . . . 34
  - 【大項目Ⅵ】 障害理解の促進・普及啓発 . . . 36

## 第 4 章 今後の展開

- 4-1 今後の施策展開に向けて . . . 41
- 資料編 . . . 42

はじめに

(横浜市障害者施策推進協議会 会長が記入予定)

## 第1章

## 検討の背景

## 1-1 国の取組

平成17年に発達障害者支援法が施行され、この中で、長く制度の谷間に置かれていた発達障害の定義が明確化し、障害福祉等に関する法制度上の位置づけが確立しました。

また同法では、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を定め、これに基づき、発達障害児・者への支援体制整備が行われてきました。

**(1) 発達障害者支援法の改正**

同法が施行されてから、発達障害児・者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきました。

しかし、同法の施行から10年が経過し、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められることから、発達障害者の支援の一層の充実を図るために、平成28年に法改正が行われました。

「改正発達障害者支援法」では、次の三点をポイントとしています。

- 1 ライフステージを通した切れ目のない支援
- 2 家族なども含めた、きめ細やかな支援
- 3 地域の身近な場所で受けられる支援

**(2) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル・プロジェクト」**

文部科学省及び厚生労働省が連携し、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する「トライアングル・プロジェクト」が発足し、平成29年度にプロジェクト会議が開催されました。

この検討を踏まえ、平成30年5月24日付で「教育と福祉の一層の連携等の推進について(30文科初第357号・障発0524第2号/資料5(51ページ)参照)」が通知され、教育と福祉の連携、及び保護者支援を推進するための方策に関する積極的な取組の展開を、各指定都市市長等に求めています。

**(3) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」**

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条の20では、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を市町村が定めることを義務付けており、計画においては、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定めることとしています。

平成30年度から令和2年度までの、「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の作成にあたって則すべき事項を定めた指針(平成18年厚生労働省告示第395号)が示され、「発達障害者等に関する支援」が、相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として明確に位置付けられました。

また計画の中で、「発達障害者等に対する支援」についての事項を指標として設定し、取り組むことが適当であるとされました。

1-2 横浜市の取組

国の指針を受け横浜市でも、発達障害児・者への支援体制整備に向けた取組を推進してきました。

(1) 計画・プラン

障害福祉・教育等に関する市の計画・プランにおいて、発達障害児・者への支援の推進に係る方向性が掲げられています。

名称	概要	発達障害児・者支援に関連する主な取組内容
<p>横浜市中期4か年計画 (2018~2021)</p> <p>※平成30(2018)年策定</p>	<p>2030年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめた計画。</p>	<p>■ 政策25「未来を創る子どもを育む教育の推進」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「特別支援教育の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校のセンター的機能等の活用による学校支援</li> <li>通級指導教室の指導体制の強化</li> <li>特別支援教育に携わる教員の専門性の向上</li> <li>特別支援学校の教育内容の充実</li> </ul> <p>■ 政策31「障害児・者福祉の充実」</p> <p>▽ 主な施策(事業)「障害児支援の拡充」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域療育センターにおける地域支援の充実・待機期間の短縮</li> <li>児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等における支援体制の拡充</li> </ul>
<p>横浜市障害者プラン (2015~2020)</p> <p>※平成27(2015)年策定</p>	<p>障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に定める「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」として位置づけている、障害福祉施策に関わる中・長期的な計画。</p>	<p>■ テーマ1「出会う・つながる・助け合う」</p> <p>▽ 取組1-1「普及・啓発」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続的な普及・啓発</li> <li>学齢期への重点的な普及・啓発</li> </ul> <p>▽ 取組1-2「相談支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援体制の再構築と充実</li> </ul> <p>■ テーマ4「生きる力を学び・はぐくむ」</p> <p>▽ 取組4-1「療育」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>早期療育体制の充実</li> <li>学齢障害児の支援の充実</li> </ul> <p>▽ 取組4-2「教育」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>療育と教育の連携による切れ目のない支援</li> <li>教育環境・教育活動の充実</li> <li>教育から就労への支援</li> </ul> <p>▽ 取組4-3「人材の確保・育成」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉従事者の確保と育成</li> </ul> <p>■ テーマ5「働く・活動する・余暇を楽しむ」</p> <p>▽ 取組5-1「就労」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労の促進と定着支援の充実</li> </ul>



<p>横浜市子ども・子育て支援事業計画（2015～2019）</p> <p>※平成 27（2015）年策定</p>	<p>子ども・青少年施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性などを定める計画。 （子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画）</p>	<p>■ <b>基本施策 3 障害児への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域療育センターを中心とした支援の充実</li> <li>・療育と教育の連携による切れ目のない支援を進める</li> <li>・学齢障害児に対する支援の充実</li> <li>・市民の障害への理解を促進するための取組を進める</li> </ul>
<p>第 3 期横浜市教育振興基本計画（2018～2022）</p> <p>※平成 31（2018）年策定</p>	<p>「横浜教育ビジョン 2030」（平成 30（2018）年 2 月策定）の具現化に向けたアクションプランとして、5 年間で進める施策や取組を定めたもの。 （教育基本法に基づく法定計画）</p>	<p>■ <b>柱 1 「主体的な学び」</b></p> <p>▽ <b>施策 3 「特別支援教育の推進」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての子どもが安心して学べる多様な学びの場の構築</li> <li>・一般学級在籍の特別支援が必要な児童生徒への支援の充実</li> <li>・障害特性に応じた個別支援学級における教育の充実</li> <li>・特別支援教育相談機能の充実</li> </ul> <p>■ <b>柱 14 「切れ目のない支援」</b></p> <p>▽ <b>施策 1 「福祉・医療との連携による支援の充実」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校と障害児通所支援事業所等との連携強化</li> </ul>

(2) 横浜市発達障害検討委員会

発達障害者支援法施行と同時期の平成 17 年度から、横浜市障害者施策推進協議会の部会として設置された「横浜市発達障害検討委員会」において、支援体制の検討に取り組んできました。

これまで検討委員会では、乳幼児期・学齢前期・学齢後期・青年期ごとに検討を行い、各ステージの課題や、ステージ間の切れ目のない支援等について議論を行ってきました。

これらの議論を踏まえ、学齢後期の相談支援機関（くらす）の設置、生活アセスメント付き住宅での一人暮らし支援、地域支援マネージャー等、多くの提案が施策化され、事業として実現しました。

## 第2章 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の取組

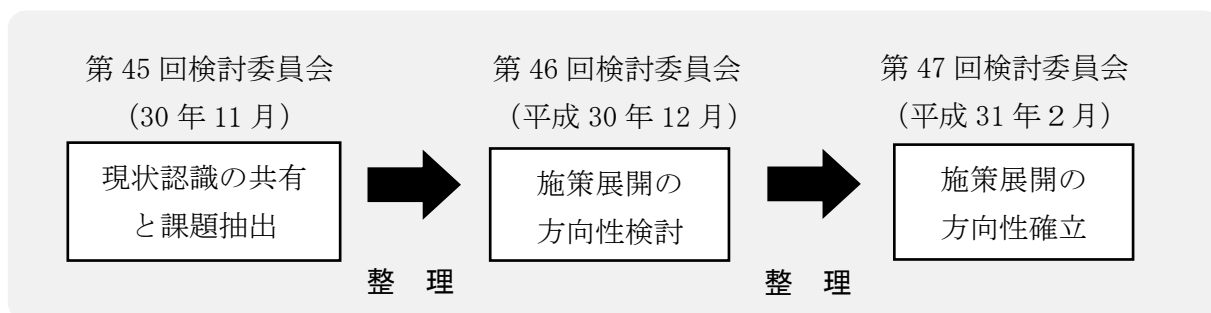
## 2-1 平成30年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容

近年、発達障害特に「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」の大幅な増加<sup>※1</sup>に対し、従来の障害福祉・教育等施策では、十分に対応できていない<sup>※2</sup>現状があります。

こうした現状認識に基づき、平成30年度の横浜市発達障害検討委員会では、「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」について、改めてライフステージ全般に渡る課題整理と、施策の方向性に関する議論を行いました。

【参考】 ※1・2に関する基礎情報：資料4（47ページ）

## ★ 検討の経過



## 2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、横浜市における、発達障害に関する医療・福祉・教育等施策を、次に掲げる6大項目・15小項目の方向性に基づき、再構築を行うべきであると整理しました。



## 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性

## I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（引きこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

## II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実

## III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

## IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上

## V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

## VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

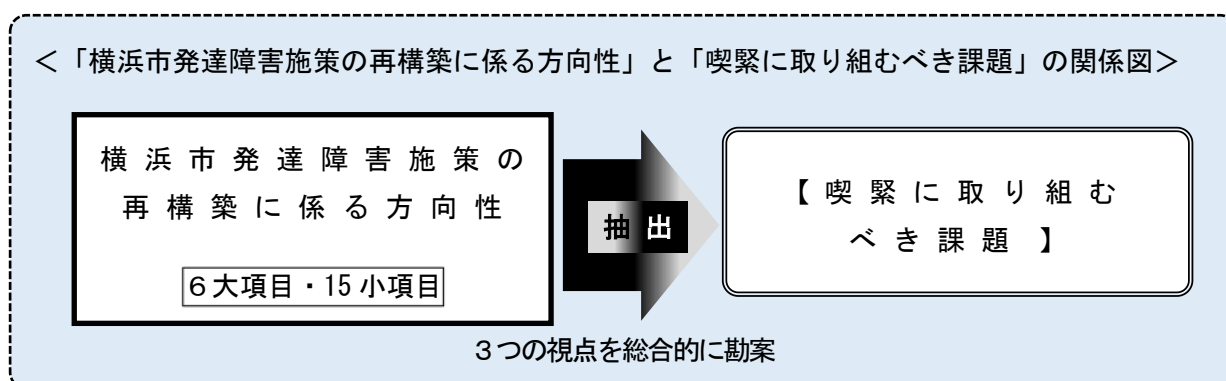


## 2-3 喫緊に取り組むべき課題

2-2で示した6大項目・15小項目は、いずれも極めて重要であると考えます。

また、これらは相互補完的、かつ連続的・一体的であり、全てが実現することにより初めて、完成したシステムとなります。

しかし、全ての施策を一挙に実現することは現実的に困難であるため、【①重要性】【②緊急性】【③難易度（マンパワー・費用・時間の側面から）】の3つの視点を総合的に勘案の上、次ページに掲げる項目については、特に喫緊に取り組むべきであると整理しました。



「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」では、これら「喫緊に取り組むべき課題」については、再構築に向けて令和元年度に検討を開始するとともに、令和3年度からの第4期障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。

また、それ以外の課題についても、順次検討を進め、可能な限り第4期以降の障害者プラン等に反映させることが望ましい、としています。



## 喫緊に取り組むべき課題

## II 保護者及び家族への支援

## 1 保護者及び家族に対する支援の充実

発達障害の支援には、「本人」支援と並んで保護者及び家族支援が有効であり、重要である。

このため、保護者等の交流の場等を促進するために、新たにメンター制度の創設や、ペアレントプログラム（ペアレントトレーニング）の充実などを検討すべきである。

## III 支援機関の連携と役割分担

## 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効率的・効果的な対応

支援の実施主体ごとの役割分担を明確にし、相互に連携し補完し合うことで、効率的・効果的な支援体制を構築する必要がある。

また、支援体制の中で中心的な役割を果たす機関を明確化し、その上で連携の仕組みを考えることが重要である。

## 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化。

ライフステージごとの接続期において、切れ目なく、適切な支援に繋がることのできる仕組みの整備が必要である。併せて、支援機関ごとの連携強化が重要である。

また、必要な情報がタイムリーに提供されるシステムの構築等とともに、本人及び保護者・家族に対し、適切な時期に、確実に支援が届くような仕組みづくり等の検討も必要である。

## IV 支援体制の強化・充実

## 1 就学前の対象者増加に対する、支援体制の拡充

就学前の発達障害児支援体制の拡充を行うべきである。

それに際しては、地域療育センターの機能見直しを抜本的に行うとともに、関係する地域の支援機関が担うべき役割と方向性を明確にすることにより、効率的・効果的な支援体制の再構築及び必要な拡充を検討すべきである。

## 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的向上

学齢後期障害児支援事業等それぞれの支援組織が担うべき役割と方向性を明確にした上で、効率的・効果的な支援体制の再構築および必要な拡充を検討すべきである。

## V 人材育成

## 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成

今回対象とした児・者への支援に特化した、専門性の高い人材の育成が必要である。

また、専門性のあり方についても、改めて検討が必要である。

同時に、福祉・教育等関係者、企業、学校、地域社会など身近な支援者全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることも求められている。

## 2-4 横浜市長からの諮問

「平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書」を受け、令和元年5月27日付で、横浜市長より「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開」について、横浜市障害者施策推進協議会あてに諮問を受けました。

これに対し、同協議会の専門委員会である横浜市発達障害者検討委員会にて検討を進めることとなり、令和元年6月～令和2年2月にかけて、検討を行ってきました。

※ 答申に至るまでの検討の経過については、資料1（43ページ）を参照。

## 第3章

## 具体的な施策の展開について

## 3-1 「発達障害」の定義と、本答申における対象児・者について

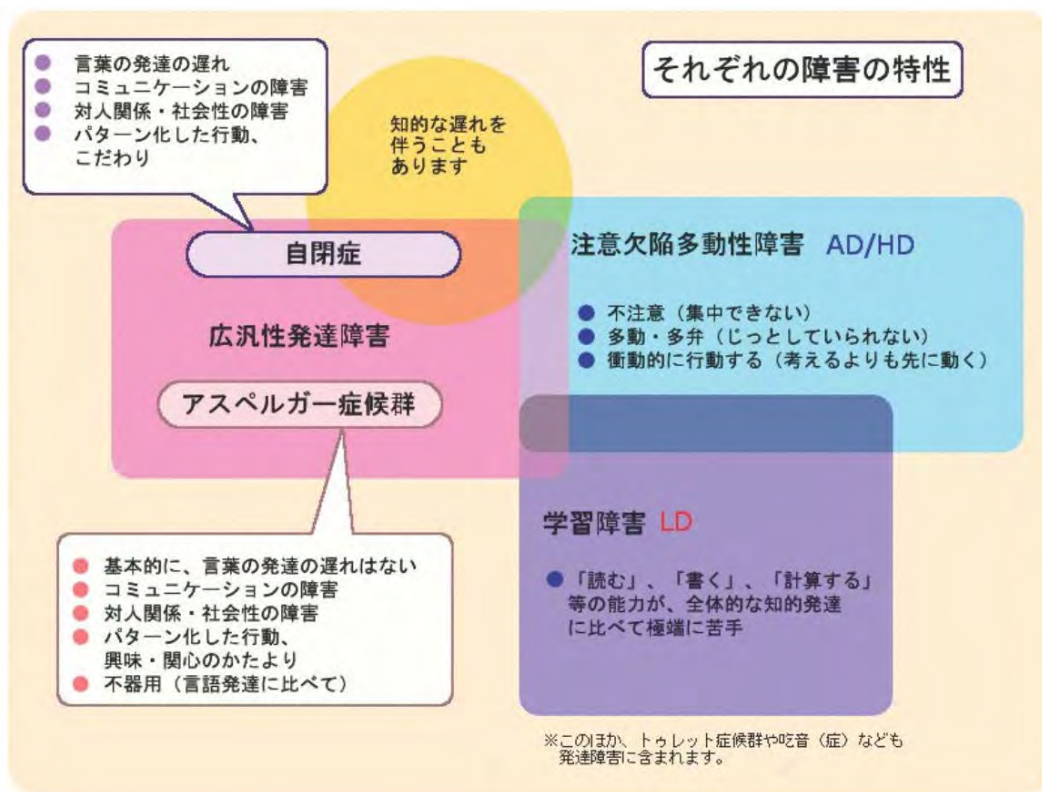
## ■ 「発達障害」の定義

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

また同法では、「発達障害者」について、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの」と定義しています。

## 【参考図】主な発達障害の特性

※ 発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ウェブサイト  
「発達障害を理解する」より引用



- ✓ 2013年に発行された「DMS-5（精神障害の診断と統計マニュアル第5版）」では、自閉症・アスペルガー症候群等が「自閉スペクトラム症」という言葉に統合されています。
- ✓ 障害の特性は人によって様々で、複数の障害が重なって現れることもあります。また、発達段階や生活環境等によっても状態像は異なります。
- ✓ 知的な遅れを伴うことも、伴わないこともあります。

## ■ 本答申における対象児・者

本答申は、2-4にて記載したように、横浜市長からの諮問を受け検討した内容をまとめたものであり、その対象は「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者※」としています。

※ 発達障害の診断を受けている人だけではなく、診断を受けていなくても日常生活や社会生活に生きづらさを抱えている人を含みます。

## 3-2 前提となる考え方

ここでは、対象児・者への具体的な施策の展開について検討するにあたり、前提となる考え方について示します。

### ✓ (1) 多様性の尊重とインクルージョン

#### ■ 対象児・者の特性と「生きづらさ」

今回の対象児・者を含む発達障害児・者は、発達の仕方のアンバランスで、定型発達と異なる認知・学習スタイルを持つことから、社会の中で少数派となりがちで、その価値観が十分に尊重されない場合があります。

また、物事の理解の仕方や興味関心等に偏りがあり、そのために「得意なこと」と「苦手なこと」の差が大きい、集中力が続かない、コミュニケーションが苦手といった特性がみられ、社会生活に柔軟に対応できない場合があります。

このため、社会参加の機会が十分に確保されなかったり、持てる力を活かせなかったりします。

このように、社会の仕組みと発達障害の特性との双方の関係性から、対象児・者が「生きづらさ」を感じたり、つまずいたりしてしまうことが少なくありません。

特に今回の対象児・者は、その特性が一見して分かりにくいいため、本人の障害が見過ごされたり、「本人の努力が足りない」等と誤解されたりしがちです。

こうした生きづらさから、ストレスや自己肯定感の低下を招き、抑うつ症状やひきこもり等の二次障害を引き起こすこともあります。

#### ■ 現代社会と「生きづらさ」

現代の日本社会は、発達障害児・者の生きづらさが増大しやすい環境にあると言えます。

現代社会では、コミュニケーション能力や効率性、また協調性や共感性などを一律に求められる場合が多くあります。それらは発達障害児・者が苦手とする領域であることから、そこに大きなギャップが生じ、結果として社会の中での生きづらさが増大してきていると思われます。

また、社会の価値観も画一化してきていることから、異なる認知・学習スタイルを持つ発達障害児・者が、いわゆる定型発達を軸として形作られた社会から孤立しやすい状況も生じやすくなっていると考えられます。

現代の日本社会における発達障害児・者の生きづらさは、その障害特性に全てが起因するのではな

く、社会との関係性、特に近年大きく変化している社会構造との関係性の中で顕在化してきていることを改めて認識する必要があります。

■ インクルーシブな社会の実現に向けて

発達障害児・者本人の生きづらさを解消するためには、本人や保護者・家族への支援と並んで、それらを取り巻く社会全体の意識変革が必要です。

ICF（国際生活機能分類：コラム参照）の考えにもあるように、環境因子も含めた視点が必要であることは言うまでもありません。しかし、発達障害はその特性が一般社会の中では理解しにくい故に、社会全体の一層の努力が必要となります。

インクルーシブな社会の実現に向けて、様々な多様性を尊重し、受け入れていく社会風土の醸成が重要です。

コラム

ICF（国際生活機能分類）について

「ICF（国際生活機能分類）」とは、世界保健機関が2001年に採択した、人間の生活機能と障害に関する状況を記述することを目的とした分類です。

※「ICF」は「International Classification of Functioning, Disability and Health」の略。

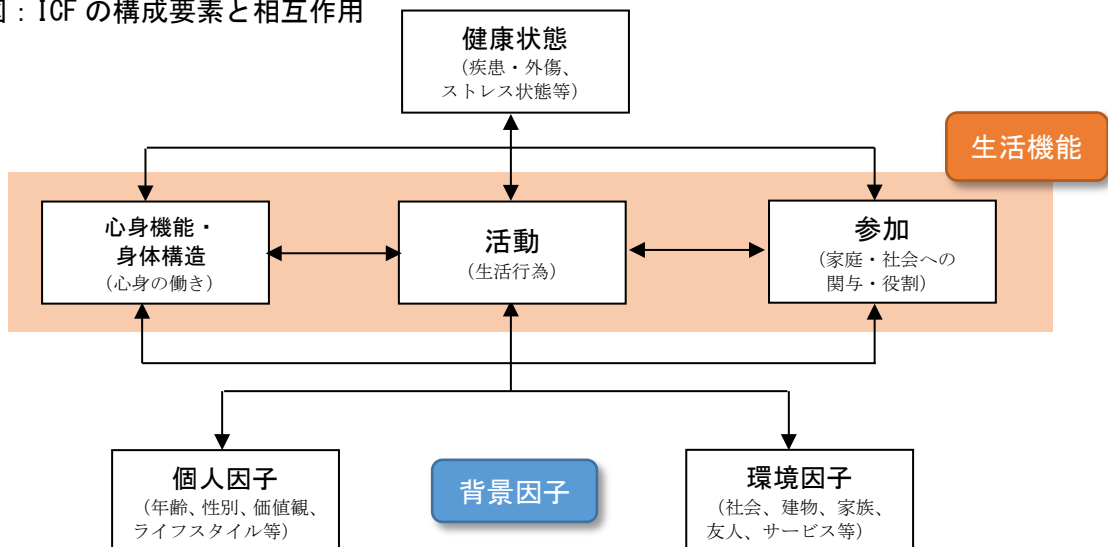
前身のモデルでは、障害のレベルを「機能障害」、「能力障害」、「社会的不利」の3つに分類し、「機能障害→能力障害→社会的不利」という一方向の流れで捉えていました。

一方ICFでは、機能障害は「心身機能・身体構造」、能力障害は「活動」、社会的不利は「参加」と、プラスの言葉を用いています。

また「環境因子」と「個人因子」から成る、「背景因子」という新しい観点を加えています。このことにより生きづらさの原因を、その人を取り巻く環境や、その人の特徴（機能障害・能力障害に由来しないもの）等にも関連づけて捉えるようになりました。

例えば、病状が悪化して身体機能が低下しても、環境に働きかけることで活動や社会参加が可能になるなど、生活機能と障害を、健康状態と背景因子の相互作用として考えます。

★ 図：ICFの構成要素と相互作用



第3章 具体的な施策の展開について





## (2) 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

横浜市では、発達障害を含む障害施策全般に関して、ライフステージの早い段階で障害を発見し、療育に結び付ける「早期発見・早期療育」の理念を掲げてきました。

しかし、今回の対象児・者は、その障害特性が一見して分かりにくいいため、ライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかない場合があります。結果として、その後のライフステージで、本人が生きづらさを感じてもその原因が分からず、また周囲からの理解を得られず、社会の中でつまづいてしまうことがあります。

そのため、いかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、保護者・家族や周囲の人々が早期に本人の発達障害に気づき、必要に応じ適切な支援につながることでできる体制の構築が必要です。

その人にとって適切な時期 (Right time) に適切な支援につながる事が出来れば、その人にとって明るい人生・未来 (Bright life) につながっていくと考え、この理念を「気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)」と表します。

今回の対象児・者への施策の再構築を検討するにあたっては、「早期発見・早期療育」と併せて、この考え方にも留意が必要です。

これらを前提としながら、対象児・者への具体的な施策の展開が検討されることを期待し、以降で、今後の施策展開のヒントとなる視点を述べていきます。

## 3-3 本答申の構成について

本答申では、横浜市が対象児・者への施策を展開するにあたりヒントとなる視点を、「2-2 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性」に掲げた6大項目・15小項目ごとにまとめて示します。

【再掲】 横浜市発達障害施策の再構築に係る方向性（平成30年度 横浜市発達障害検討委員会報告書より）

## I 本人への支援

- 1 本人がその人らしく生きるための支援の充実
- 2 当事者の居場所の充実
- 3 二次障害（引きこもり等）への対応力向上
- 4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

## II 保護者及び家族への支援

- 1 保護者及び家族に対する支援の充実 【喫緊】

## III 支援機関の連携と役割分担

- 1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応 【喫緊】
- 2 ライフステージを通し、切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化 【喫緊】
- 3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充
- 4 サービス情報提供システムの充実

## IV 支援体制の強化・充実

- 1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】
- 2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化
- 3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】

## V 人材育成

- 1 発達障害に関する支援力を身につけた支援者の養成 【喫緊】

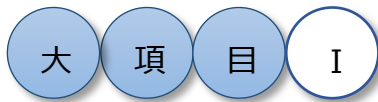
## VI 障害理解の促進・普及啓発

- 1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成
- 2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

※【喫緊】は、「2-2 喫緊に取り組むべき課題」に掲げた項目



## 3-4 6大項目・15小項目に関する視点



## 本人への支援

## ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 発達障害児・者の抱える生きづらさを解消し、持てる力を活かすための支援が必要です。また、多様性を認め合うことができる社会としていくことが必要です。

## I-1 本人がその人らしく生きるための支援の充実

## (1) 現状と課題

- 社会生活の中でつまずいたり否定されたりした経験や、あるいは適切な発達障害の理解に基づいた支援を受ける機会に恵まれなかったこと等により、本人の自己肯定感・自己効力感が低下していたり、十分に育まれていなかったりすることがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、本人が持てる力を活かすことができないことがあります。
- 自己選択、意思決定の場面では、自らが主体的に選択・決定し、表明することが求められますが、発達障害児・者は、情報を整理して意思を形成すること、自分の意思を表出することが苦手な場合があります。

## (2) 求められること

## ■ 自己理解の促進と、自己肯定感の形成

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が確保されていることが必要です。

## ■ 本人の持てる力を活かす機会の確保

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが重要です。

そのためには、本人を取り巻く社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた人それぞれの多様性を認め合い、多様な社会参加の仕方を受け入れることができるよう、意識を変えていくことが必要です。

## ■ 本人の自己選択、意思決定に向けた支援

本人が自己選択、意思決定する場面で、情報の整理が難しければ、本人の希望を確認し、気持ち

や考えに寄り添って、本人が選択・決定しやすくなるような支援が必要です。

支援にあたっては、本人の特性を総合的に見立てた上で、支援のタイミングや方法などを考える必要があります。

## I-2 当事者の居場所の充実

### (1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまずいたとき、身近に相談できる人や場所がなく、あるいはその存在を知らず、適切な支援を受けられずに困り事が解決できない状態が続くことがあります。
- 現代社会の仕組みの中では、画一性が求められることが多く、発達障害児・者が持てる力を活かすことができないことがあります。

### (2) 求められること

#### ■ つまずいたときに支えとなる場所

本人が社会生活の中でつまずいたときに、身近な地域の中に、すぐに相談でき、必要に応じて適切な支援が受けられる、精神的な支えとなる人や場所が必要です。

#### ■ 本人の力を活かすことの出来る場所

社会の中に、本人が主体的に、持てる力を活かすことができる機会や場所が確保されていることが必要です。

## I-3 二次障害（ひきこもり等）への対応力向上

### (1) 現状と課題

- 本人が、社会生活の中でつまずいたとき、適切な支援を受けられずに困り事を解決できない状態が続くと、社会生活から距離を置いて社会との接点がなくなり、どこにも相談できなくなることがあります。
- 本人が社会生活から離れてしまった場合、その期間が長期化するに連れ、社会生活に戻ることが難しくなります。
- 発達障害児・者の保護者や家族が、本人への対応に悩みを抱えていても、どこにも相談できず、困り事を解決できない状態が続いたり、社会的孤立を感じたりすることがあります。
- また、自己肯定感・自己効力感が十分に育まれずに成長した場合、社会生活の中でつまずきが生じたときの二次障害発生のリスクが高まります。

## (2) 求められること

### ■ 地域の中で本人や保護者・家族を継続的に見守る体制の構築

本人や保護者・家族が困り感を感じているときもそうでないときも、本人や保護者・家族に継続的に寄り添うことができるよう、地域全体が見守りの「目」を育てることが必要です。

また、本人や保護者・家族がどこにも相談できず、あるいは、本人が社会から距離を置いて、困り事を解決できない状態にあることに「気付く力」をつけ、本人や保護者・家族の困り感をキャッチし、必要な支援機関等につなげることができるようになることが望まれます。

### ■ 支援機関のアウトリーチによる、本人や保護者・家族へのアプローチ

支援機関には、アウトリーチの展開による、本人や保護者・家族への支援が求められます。

支援機関は、その役割やどのような支援が可能かを周知し、本人や保護者・家族と顔の見える関係を築くとともに、本人や保護者・家族が社会との接点を失う前に、「支援の種」を蒔いておくことが重要です。

例えば、ひきこもり状態に至った場合には、支援機関が直接本人の生活の場に出向く、家庭訪問等のアプローチが有効な場合があります。ただし、本人の状態をアセスメントするなど、十分な準備の上に実施しないと、逆に本人のひきこもりを強めてしまうことに留意する必要があります。

また、アウトリーチには専門的技術が求められるため、複数の支援機関が連携・役割分担し、支援を展開することも求められます。

### ■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験<sup>※1</sup>」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側にも、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

### ■ 自己肯定感や自己表現力を身に付けるための支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、自己肯定感を維持するとともに、自分自身の気持ちや考えを適切な言葉や態度で表明できるように支援し、二次障害を防ぐことが必要です。

#### ※1 安心して失敗する体験

失敗は悪いことや怒られることではなく、失敗したらまたチャレンジできることを本人が理解し、次に失敗しないように対策を考え試行錯誤することで成長すること。

## I-4 成人期の課題に対する、本人支援の充実

## (1) 現状と課題

- 成人期においては、例えば就職や親元を離れて自立するなど環境が大きく変わる場合、「社会にスムーズに参加すること」が課題となります。  
社会参加に向けた準備には、自己理解を深めること、これまでと新たな生活の違いを具体的にイメージすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けることなどが必要です。  
発達障害児・者は、これらが十分に身につけていない場合があるため、必要に応じて学ぶ（学び直す※2）ことが必要です。  
また、家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合があるため、支援が必要なことがあります。
- 一方で、社会参加に向けた準備を行う中で画一性が求められ、過度に周囲に合わせようとするあまり、本人が疲弊したり、自己肯定感・自己効力感が低下したりする場合があります。特に、これまでの生活でつまずいたり否定されたりした経験等により、自己肯定感・自己効力感が低下している場合などは、社会参加がより難しいこともあります。
- 就労系障害福祉サービスを提供する事業所の増加や、「横浜市障害者就労支援センター」の整備等により、発達障害者に対する就労支援は充実しつつあります。  
一方で成人期には、「親元を離れての生活」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」等の生活面の課題や社会的役割の変化により生じる課題にも直面することとなります。  
しかし、こうした成人期特有の生活課題に対応する力を身に付けるための支援は、まだ多くないのが現状です。
- 今回の対象児・者は、その特性が一見して分かりにくいいため、ライフステージの早い段階では、本人や周囲の人々が、本人の発達障害に気づかず、成人期になって社会の中で生きづらさやつまずきに直面して、初めて発達障害があることが分かる場合があります。

## ※2 学び直す

他者との関わり方など社会生活を送る上で必要な力は、一般的に、成長の過程で無意識のうちに身に付くものと考えられている。しかし、発達障害児・者は、経験していないことへのイメージが持ちづらい等の特性があるため、それぞれの認知スタイルに合わせた学習方法により、それらを学ぶことが必要である。社会参加をするにあたり、これらの力が十分に身に付いていなければ、「学び直す」ことが必要である。

## (2) 求められること

### ■ 社会参加に向けた支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ（学び直す）機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けるための支援が必要です。

また、家族に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供が必要です。

### ■ 本人の自己肯定感の形成に向けた支援

本人が、自分の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、肯定的に捉えられるようになることが重要です。このためには、自己肯定感を形成し、持てる力をどのように社会生活に活かしたらよいか学ぶ機会が必要です。

### ■ 多様性を認め合い、多様な社会参加ができる社会

生きづらさを抱えた発達障害児・者が、少しずつでも社会に参加し、成功体験とともに「安心して失敗する体験（18ページ参照）」を重ねることで、自己肯定感を形成することが必要です。また、発達障害児・者が持てる力を活かすことができる、多様な社会参加の仕方が社会に用意されていることが必要です。

そのために、社会の側も、発達障害の特性を理解し、発達障害児・者も含めた多様性を認め合うことが求められます。

### ■ 生活面の支援の充実

就労面の支援と併せて、成人期に直面する「親元を離れて生活すること」、「余暇の過ごし方」、「結婚・子育て」等の生活面の課題や、社会的役割の変化に寄り添い、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けるための支援を充実させることが求められます。

### ■ 成人期まで発達障害が見過ごされた人への支援

ライフステージの早い段階では発達障害があることに気づかれず、成人期に生きづらさやつまづきに直面した人に対しても、支援が必要です。

また、成人期を含むいかなるライフステージにおいても、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに速やかに、保護者・家族や周囲の人々が本人の発達障害に気づき、適切な支援につながるようなことができる体制の構築が必要です。

# 大 項 目 Ⅱ

## 保護者及び家族への支援

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 本人だけでなく、保護者や家族も悩みを抱えていたり、社会的に孤立していたりすることがあります。そのため、保護者や家族への支援も重要です。

### Ⅱ-1 保護者及び家族に対する支援の充実 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

##### ○ 「家庭と教育と福祉の連携」に基づく取組

平成30年5月に文部科学省及び厚生労働省から発出された通知「教育と福祉の一層の連携等の推進について（平成30年5月24日文科発第357号障発0524第2号／資料5（51ページ）参照）」において、次の項目に取り組むよう求められています。

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

発達障害児、特に事業所で長時間の療育を行うことが難しい未就学児の成長には、日頃接している保護者への支援が有効であると考えられます。しかし、支援機関において上記の取組の一部は実施されているものの、市としての取組が十分ではなく、体系的な支援を提供できる体制にはありません。

##### ○ きょうだい児など家族全体への支援

地域療育センター等による未就学児から小学校低学年までの保護者支援と比較して、小学校高学年以降の児童の保護者への支援は量的に少なく、その充実が求められています。

また、本人や保護者への支援を行うにあたって、きょうだい児への影響について配慮するなど、より広い視点から家族全体への支援が求められています。

青年期、成人期においては、家族からの相談で支援が始まることが多く、家族が見通しの立たない事態に大きな不安を抱えている場合があります。ともすれば、家族全体が孤立することがあるため、家族の相談を継続的に受け止める仕組みが求められています。

##### ○ 学校における保護者支援

小学校の通級指導教室では、保護者担当教員により、保護者が指導や学校・家庭生活等について相談できる環境があります。しかし、通級指導教室以外では、保護者が相談できる機会や環境が十分に整っているとは言えず、保護者のニーズに充分対応できていません。



**(2) 求められること****■ 保護者や家族への有効な情報提供**

保護者や家族が、相談したり障害福祉サービス等を利用したりするために必要な情報を適時入手できるよう、ICTの活用等も視野に入れた情報提供の方法について検討する必要があります。

**■ 保護者への共感的な相談支援の提供**

ペアレントメンター<sup>※3</sup>を養成する研修の実施等により、保護者が身近な場所で相談を受けることができるような取組が求められます。

**■ ペアレント・トレーニングの提供**

ペアレント・トレーニング<sup>※4</sup>を実施するファシリテーターを養成する研修の実施等により、保護者が発達障害の特性を踏まえた本人への接し方を学ぶ機会を提供できるようにすることが求められます。

**■ 本人の年齢や家族構成に応じた保護者への包括的支援の提供**

保護者支援の具体的な実施方法について議論する際は、小学校高学年以降の保護者支援やきょうだい児支援等、家族構成に応じた多角的な視点からの支援を検討することが必要です。

**■ 保護者・家族支援の充実**

障害福祉サービス等事業所の支援者には、本人だけでなく、保護者や家族を含めた支援の必要性を理解し、本人や保護者・家族が置かれている状況を含めてアセスメントする技術を身に付けることが求められます。

また、小中学校においては、保護者・家族と教員が本人の障害特性等について共通理解をもち、必要な時に適切な支援を受けられる保護者支援体制づくりが必要です。

**※3 ペアレントメンター**

発達障害者の子どもを持つ親で、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

**※4 ペアレント・トレーニング**

発達障害児の保護者が、子どもの行動を理解したり、ほめ方やしかり方を学んだりするため支援。

# 大 項 目 Ⅲ

## 支援機関の連携と役割分担

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が、それぞれの強みを生かして役割分担・連携し、効果的な支援を行うことが必要です。
- ✓ 縦軸の連携（ライフステージごとの切れ目のない連携）、横軸の連携（各支援機関の連携）の両方が必要です。

### Ⅲ-1 支援機関の役割分担の明確化等による、効果的・効率的な対応 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

- 平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関やサービスを選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。

【参考】「横浜市相談支援事業実施要綱」に基づく、地域の相談支援機関：資料 6（55 ページ）参照

- 障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）でも、発達障害児・者（発達障害の可能性のある児・者を含む）が多く見られます。  
 その中で本人が、発達障害の特性についての理解や合理的配慮を得られず、生きづらさを抱えている場合があります。
- また本人や保護者・家族に「生きづらい」、「困り事を解決できない」状態が生じていても、適切な支援を受けられない場合があります。



## (2) 求められること

### ■ 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関による「<sup>ゼロ</sup>0次支援<sup>※5</sup>」も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが必要です。

包括的な支援体制の構築にあたっては、次のようなものが考えられます。

#### ア 身近な地域における、気軽に相談できる場所

相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じている本人や保護者・家族が、身近な地域<sup>※6</sup>の中に気軽に相談できる場所があることが重要です。

こうした場所を増やすためには、発達障害の特性が理解され、発達障害児・者を含めた人々の多様性が、地域社会の中で理解、尊重されるようになることが必要です。

#### イ 気付く力とつなぐ力の育成

障害児・者を主たる支援対象としない機関には、本人の発達障害による生きづらさや、あるいは困り感に気付いていない・困り感を表出できない本人や保護者・家族の潜在的な生きづらさに早期に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止めることが求められます。

さらに、それらを抱え込まず周囲の支援者に相談すること、また必要に応じて、適切な支援機関等につなぐ役割を担うことが望まれます。

これらを実現するため、障害児・者を主たる支援対象としない機関に対して、発達障害の特性を正しく理解し、地域の支援機関等を把握して本人や保護者・家族につなげる力を身に付けるための支援が必要です。

#### ウ 支援者に対する支援の拡充

地域社会全体による包括的な支援体制を構築するためには、横浜市の相談支援体制の重層性（資料6（55ページ）参照）を生かした、「支援者に対する支援」の拡充が求められます。

#### ※5 <sup>ゼロ</sup>0次支援

障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で、発達障害児・者やその保護者・家族が抱える生きづらさに早期に気づき、受け止めること。また、それを抱え込まず誰かに相談すること。このようなことが、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）等による適切な対応につながるきっかけとなる、との意味で、本答申では「0次支援」と称することとする。

#### ※6 身近な地域

本答申では、行政区域や物理的な距離の近さだけでなく、心理的な距離感や親和性、アクセスのしやすさなど、多面的に捉えている。

## Ⅲ-2 ライフステージを通した切れ目のない支援を行うための、コーディネート機能の強化【喫緊】

## (1) 現状と課題

- Ⅲ-1 で記載したように、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は重層的に整備されつつあります。一方で、本人や保護者・家族が、どの相談支援機関や障害福祉サービス等を選択すればよいか分からず、あるいは知らず、それらを十分に活用できていない場合があります。
- ライフステージを通した切れ目のない支援を実現するためには、従前の支援機関で把握した支援内容や情報が、次のライフステージの支援機関に適切に引き継がれることが大切です。  
しかし、ライフステージの変化に伴い支援機関が変わる際、支援内容や情報が適切に引き継がれなかったり、支援機関の連携がスムーズにいかなかったりする場合があります。
- 学校においては、保育所・幼稚園から小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校へのつなぎ役を、特別支援教育コーディネーター<sup>※7</sup>が担っています。また、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で作成される計画により、情報共有と引継ぎを行っています。しかし、これらが組織的に行われていないなど、充分ではない状況もあります。
- 本人に学校や就労先でつまずきが生じた場合、特に、退学・退職した場合は、学校や就労先を通じて実施していた支援が途切れるだけでなく、本人と社会との接点も途切れ、相談先がなくなることがあります。  
本人や保護者・家族が相談支援や障害福祉サービス等の利用を望まない場合、そのリスクはさらに高まります。
- なお、個人情報保護の観点から、本人や保護者・家族の同意がない場合、従前の支援機関で把握している支援内容や情報を引き継ぐことができないことに留意する必要があります。また、支援機関の都合による情報共有とならないよう、注意が必要です。

※7 特別支援教育コーディネーター

特別支援教育推進のため、各学校において、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員。

## (2) 求められること

ライフステージを通じた切れ目ない支援の実現のために、重層的な支援の仕組みの中から、本人の障害特性や困り感に応じた、適切な支援機関や障害福祉サービス等をコーディネートする機能が必要です。

### ■ ライフステージごとの特徴を捉えた、切れ目ない支援

発達障害に起因する生きづらさが表面化する時期は、人によって異なります。また、それまで大きな生きづらさを感じなかった場合でも、ライフステージの変化により周囲との関わり方が変化する中で、生きづらさが生じる場合があります。

それぞれのライフステージに特徴的な困り事を捉えつつ、切れ目ない支援を行っていくことが重要です。

### ■ 接続期における、「のりしろ」を捉えた連携

ライフステージが変化しても切れ目なく支援を行うためには、ライフステージが変化する前の段階から、本人や保護者・家族と支援機関、あるいは支援機関同士が顔の見える関係を構築し、次のステージに向けた準備を行うことが重要です。

### ■ 特別支援教育コーディネーターの機能の強化

保育所・幼稚園から高等学校まで切れ目なく支援を行うためには、関係機関、学校間、校内で情報共有や情報交換がしやすい仕組みづくりが必要です。

切れ目ない支援に特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きいと言えます。特に小中学校、義務教育学校においては、特別な支援を要する児童生徒に対して、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな教育を推進するために、特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで対応する組織力を高める必要があります。

### ■ 所属先を失う手前での、支援機関へのつなぎ

本人に学校や就労先でつまずきが生じ、退学・退職する場合は、その手前で、必要な支援機関につなぎ、支援や見守りが途切れないような体制を構築することが必要です。

### ■ 情報を提供するための仕組み

本人や保護者・家族が希望する場合に、それまでの支援内容や情報を、必要に応じて新たな支援機関に提供できる仕組みが求められています。

その手法の一例として、情報共有のためのツールを作成し、本人や保護者・家族、支援機関が共有すること等が考えられます。

### ■ 障害福祉サービス等の利用を望まない本人や保護者・家族を支援する仕組み

本人や保護者・家族が相談支援や障害福祉サービス等の利用を望まない場合にも支援や見守りができるように記載した“0次支援”(24ページ参照)のように、地域社会全体による包括的な支援が必要です。

このために、地域社会全体が支援力を身に付けることができるよう、専門性の高い機関からの支援が求められます。

### Ⅲ-3 医療と福祉の連携強化とネットワークの拡充

#### (1) 現状と課題

- 発達障害への関心が高まり、自身や子どもの発達障害を疑うなどして、医療機関の受診を希望する人が増加しています。  
しかし、発達障害に対応できる医療機関は増加しているものの、ニーズに対し十分ではありません。
- 適切な支援を見極めるために、医療的な支援は重要です。しかし、社会生活の中でどのような生きづらさがあるか、その解消に診断をどのように活かしたいか、本人や保護者・家族の認識や見通しがないまま受診に至ると、発達障害の診断を受けても自己理解が深まらず、その後の支援につながらないことがあります。

#### (2) 求められること

##### ■ 医療につながる前後の、十分なニーズ整理

支援機関等は、医療機関を受診する前に、本人や保護者・家族の生きづらさの原因を整理し、なぜ診断を必要とするのか、診断結果に基づきどのような支援を希望するのかアセスメントを十分行うとともに、それらを本人や保護者・家族と共有しておく必要があります。

##### 【参考】 発達障害における診断とは（「横浜市発達障害検討委員会 平成24・25年度のまとめ」より抜粋）

発達障害における「診断のニーズ」は、医学的な診断だけではなく、なぜ診断を必要としているのかというその手前のことや、診断を受けることによるメリットなどでもある。双方の理解には時間を要するため、そこをある程度相談支援機関が整理をした上で医療機関に繋ぐこと、あるいは、医療機関に来た方を一度相談支援機関に帰して、協力しながら行っていくことなどが、「発達障害の診断」なのではないかと考えられる。

##### ■ 本人の自己理解の促進と、地域社会全体の支援力向上

発達障害の診断がなくても、支援機関が適切な支援を行うことで、本人や保護者・家族の理解が促進され、生きづらさが解消される場合があります。

診断は支援のきっかけの一つであることを認識し、支援機関のみならず地域社会全体の発達障害への支援力を高めることにより、本人の生きづらさを解消していくことが求められます。

##### ■ 医療機関の連携の検討（精神科医療ネットワークの構築）

地域療育センターをはじめとした医療機関が、発達障害に関するネットワークを構築し、診断、困難ケースへの対応、安定期の継続医療等について役割分担するなどして、必要な時に必要な医療を提供できるような体制作りを検討する必要があります。

### Ⅲ-4 サービス情報提供システムの充実

#### (1) 現状と課題

- 平成 17 年に発達障害者支援法が施行され、発達障害児・者に対する支援体制や障害福祉サービス等は拡大・重層化しており、ライフステージごとに多様な選択肢が用意されています。  
一方で、本人や保護者・家族が、今後のライフステージにおける支援の仕組みを把握したり、障害福祉サービス等の利用について見通しを立てたりすることができず、その選択や決定に難しさを感じる場合があります。
- また、本人や保護者・家族が、相談支援機関の利用に抵抗感や「敷居の高さ」を感じて敬遠する場合、必要な情報を入手できていないことがあります。

#### (2) 求められること

##### ■ 効果的な情報提供の仕組み

本人や保護者・家族が、必要な情報を、適切な時期に手軽に入手できるよう、ICT の活用等も視野に入れた効果的な情報提供の仕組みについて検討する必要があります。

# 大 項 目 Ⅳ

## 支援体制の強化・充実

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 支援機関が役割分担を明確にし、連携を図ることにより、効果的な支援を一層充実させていくことが求められます。

### Ⅳ-1 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充 【喫緊】

#### (1) 現状と課題

- 発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの利用希望者は10年前の1.9倍となっており、発達障害を専門的に診断できる医師も不足していることから、「医師の診断を経て利用が開始される」従来の仕組みでは、十分な支援が困難となっています。  
このため、利用申込みの後、ソーシャルワーカーや心理職などの専門職が速やかに保護者と面談を行い、支援を開始できる仕組みを試行し、保護者の不安解消などに一定の成果を上げています。
- 保育所や幼稚園など、障害児を主たる支援対象としない機関でも、発達障害児やその可能性のある児童が増加しており、研修などにより発達障害について学んでいるものの、園によってはその対応に苦慮しています。発達障害があることに保護者や家族等が気づいていない場合は、障害児保育の支援策が利用できず、園の負担が非常に大きい場合もあります。
- 児童発達支援事業所の増加、保育所や幼稚園での障害児の受入の拡大に伴い、これらの機関と地域療育センターを並行して利用する児童が増加しており、地域療育センターに求められる役割が変化しています。

#### (2) 求められること

##### ■ 地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し

地域療育センターは、これまでも、利用希望者の増加やニーズの多様化に応じ、学校支援事業や児童発達支援事業など、新たな取組を実施してきました。しかし、昭和59年の「障害児地域総合通園施設構想（以下、「総通構想」という。）」に基づく、通園療育を中心とした組織体制の枠組みの中では、これ以上の変化に対応した取組を行うことは困難となっています。今回の対象児も含めた障害児の療育体制の充実を図るためには、総通構想を刷新して新たな地域療育センター像を構築し、その実現に着実に取り組むことが必要です。

なお、見直しにあたっては、本答申の範囲を超える内容も含まれることから、本答申の内容及び次の点を考慮し、別途、検討の場を設けることが必要です。



- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供  
(多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等)
- 就学前の対象者数増加に対する、支援体制の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

#### ■ 保育所や幼稚園における対応力の向上

保育所や幼稚園職員が発達障害への理解を深め、保育・教育の質をさらに高める必要があります。なお、発達障害児への個別対応を行うだけではなく、周囲の子どもを含めた保育・教育全体の質を高めるという視点が必要であり、保育・教育の現場での学びが必要です。

また、進学時には、保育所等と小学校の違いを踏まえた丁寧な移行支援が求められています。

#### ■ 発達障害児に関わる関係機関の理解促進

障害児支援の専門機関だけでなく、障害児を主たる支援対象としない機関等でも、発達障害への理解を深め、それぞれの専門性の中で適切な配慮を行うことが必要です。

小学校期までの発達障害児については、地域療育センターの専門職による実践的な事例検討や研修など、関係機関支援の充実が求められています。

## Ⅳ-2 教育と福祉の連携等による、学齢期支援の強化

### (1) 現状と課題

- 市立小中学校では、「横浜型センター的機能<sup>※8</sup>」による学校支援の活用により、子どもの理解や対応等への助言を受け、対象児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を送れるよう支援しています。地域療育センター等による支援の充実もあり、様々な場面で特別支援教育に係る支援を利用しやすくなっていますが、活用方法が全ての学校に浸透しているとは言えません。
- 小中学校では、「特別支援教室<sup>※9</sup>」、「通級指導教室<sup>※10</sup>」など、多様な学びの場を用意していますが、「特別支援教室」については、運営方法や指導内容・方法が確立されていないなどの理由から、全ての学校では活用しきれていません。「通級指導教室」についても、支援を必要とする児童生徒の増加に伴う過大規模化により、十分な指導回数が確保できていません。また、「個別支援学級<sup>※11</sup>」においても、児童生徒の障害の状態が多様であるため、個々に応じた指導が充分に行えない状況です。
- 学校と放課後等デイサービス、保育所等訪問支援や障害児相談支援などを行う障害福祉サービス等事業所で、互いの制度理解、取組内容の共有等の連携が十分ではありません。

#### ※8 横浜型センター的機能

特別支援学校や通級指導教室による支援センター的機能、地域療育センターや学齢後期支援事業を担う機関による学校支援、専門家支援チーム（医師、臨床心理士等）による助言や援助を指す。市立学校における幅広い支援ニーズに対し、教員に対する助言や援助を行っている。

#### ※9 特別支援教室

児童生徒が、在籍する学級（一般学級、個別支援学級）を離れて、特別の場で学習するためのスペース。在籍学級で学習や学校生活を送る上で困難さを抱える児童生徒に対し、「教科指導」、「登校支援」や「自立活動の視点を取り入れた指導」を行う。

#### ※10 通級指導教室

小中学校の一般学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD・ADHDなどの障害がある児童生徒のうち、一般学級の学習に概ね参加できる児童生徒に、各教科等の指導は主として一般学級で行いつつ、個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態。通常、在籍する小中学校ではなく、通級指導教室のある学校へ通い、指導する。

#### ※11 個別支援学級

学校教育法第81条の規定に基づき、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」それぞれに設置する学級。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身に付けさせたい資質・能力を明確にし、指導・支援する。



## (2) 求められること

### ■ 地域療育センターとの連携

各児童生徒の状態像を的確に把握するために、地域療育センター等との連携が必要ですが、昨今では「横浜型センター的機能」による支援の充実により、学校が活用できる支援の選択肢が広がっていることから、連携のあり方について、適宜見直す必要があります。

### ■ 「横浜型センター的機能」の活用促進と様々な学びの場の活用

一般学級に在籍する発達障害のある児童生徒への適切な支援や、その周囲をとりまく児童生徒の障害理解・気付き力アップのため、引き続き、「横浜型センター的機能」の活用について、学校への周知を図り、更なる活用を促すことが求められます。

また、発達障害から引き起こされる二次障害により不登校になる児童生徒もいることから、特別支援教室を柔軟に活用し、支援の幅を拡げていく必要があります。

### ■ 特別支援教育コーディネーターの機能強化とスクールソーシャルワーカーとの連携の充実

学校において、教育と福祉の連携強化のために特別支援教育コーディネーターの果たす役割は大きく、その機能強化を図ることが必要です。また、学校と福祉の橋渡しとなる、スクールソーシャルワーカーによる特別支援教育コーディネーターの支援を充実することが必要です。併せて、それぞれの役割の明確化と連携の仕組みづくりを行い、実践につなげていくことも必要です。

### ■ 学校と障害福祉サービス等事業所との連携の推進

小中学校では、児童生徒の支援に関する本人や保護者の意向、将来の希望、関係機関等における支援の状況等を記載した「個別の教育支援計画」を作成しています。一方、障害児相談支援事業所では「障害児支援利用計画」を、障害児通所支援事業では「個別支援計画」を作成しています。必要に応じ、これらの情報を共有し、互いに方向性を確認しながら支援を行うことが必要です。

このため、互いの行う支援への理解を深め、連携を強化する取組が必要です。

## Ⅳ-3 学齢後期における、支援の量的拡大と質的な向上 【喫緊】

### (1) 現状と課題

#### ○ 学齢後期障害児支援事業の体制

学齢後期の障害児及びその保護者や家族を対象とした専門機関による相談、診療等の場を確保し、思春期における諸問題の解決に向けた支援を行う「学齢後期障害児支援事業」では、相談・診療の件数ともに増加の一途をたどっています。

発達障害児の増加に伴い、地域療育センターの新規利用申込みが増加しており、今後、学齢後期における相談・診療のニーズも増加していくと予想されるため、体制の強化が課題となっています。

なお、学齢後期障害児支援事業に関するこれらの課題については、既に平成28年2月に当委員会から横浜市に提言を行っており、その後の相談件数の推移からも、課題解決に向け早期に取り組む必要があります。

## ○ 高等学校への進学後の支援

中学校卒業後は、「自分が支援を必要としている」ことを発信できなかつたり、自分に発達障害があることに気づいていなかったりして、学校生活に悩む生徒もいます。

また、高等学校を退学する等で学校との関わりが途切れた後に、支援機関とのつながりが乏しくなり、支援や見守りの目が途切れてしまう場合があります。

## ○ 社会参加に向けた準備

社会参加に向けた準備には、自己理解を深めること、これまでと新たな生活の違いを具体的にイメージすること、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けることなどが必要です。

発達障害児は、これらについて十分に学ぶことができていない場合が多いため、必要に応じて学ぶ（学び直す、19ページ参照）ことが必要です。

また、保護者や家族も、本人が社会参加するにあたって必要な情報が把握できていなかったり、本人への関わり方が分からなかったりする場合がありますため、支援が必要な場合があります。

## (2) 求められること

### ■ 学齢後期障害児支援事業の体制強化について

平成28年2月の提言を踏まえ、次の項目に早期に取り組むことが求められます。

- 事業拡大の方法について、早急に検討を開始すること
- 検討を行うにあたっては地域療育センター・発達障害者支援センターとの役割分担について議論を行うこと
- 当該事業での支援のあり方を改めて検討し、医療・福祉の機能について見直しを行うこと
- 検討の結果、学齢後期障害児支援事業の拡充を図ることとした場合、現在の3箇所立地に鑑みて、市域におけるバランスを考慮した配置とすること

### ■ 高等学校への進学後の支援

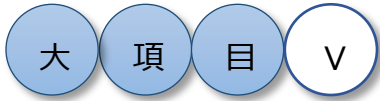
高等学校への進学後、支援を必要とする生徒や、自身に発達障害があることに気づかないために学校生活に悩む生徒などのために、自己理解につながる支援を実施することが必要です。支援にあたっては、特別支援教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーとの連携や保護者との連携、支援に対する保護者や家族の理解も重要です。

また、高等学校を退学する等で本人と学校との関わりが途切れた後に、支援や見守りが途切れないような体制の構築が必要です。

### ■ 社会参加に向けた準備のための支援

成人期までの間に、本人が自己理解を深め、「社会に出ること」、「自立すること」が具体的にどのようなことかを学ぶ（学び直す）機会の提供や、日々の生活上の課題に対応できる力を身に付けるための支援が必要です。

また、保護者に対しては、本人が社会参加をするにあたりどのような取組が必要か、本人が社会に出た後に受けられる支援などについて、情報提供が必要です。


 大 項 目 V

## 人 材 育 成

## ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 地域社会全体による包括的な支援体制を築くために、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

## V-1 発達障害に関する支援力を身に付けた支援者の養成 【喫緊】

## (1) 現状と課題

Ⅲ-1に記載した、地域社会全体による包括的な支援体制の構築にあたっては、支援機関全般が、発達障害に関する適切な理解と対応を身につけることが必要です。

発達障害への専門的な相談支援機関（主に二次相談支援機関）に限られる中においては、身近な地域の、障害児・者への相談支援機関（主に指定特定相談支援事業所・一次相談支援機関）でも発達障害に関する相談に対応することが求められます。また、障害児・者を主たる支援対象としない機関（保育所・幼稚園、学校、就労先、地域ケアプラザ等）による“0次支援”（24ページ参照）の充実も期待されます。

しかし、身体障害や知的障害に比べ発達障害は新しい概念であることから、発達障害への専門的な相談支援機関が中心となり、人材育成を実施することが必要です。

なお、今回の対象児・者への支援については、特化した支援方法がまだ十分に確立されていない部分も大きいため、支援者の養成に際しては、従来からの支援方法に加え、今回の対象児・者に特化した支援に焦点を当てた取組が必要です。

## (2) 求められること

## ■ 支援機関の特性に応じた支援力の養成

支援機関の特性に応じた、発達障害に関する適切な支援力を養成することが求められます。

## ア 障害児・者を主たる支援対象としない機関

## ● 発達障害の特性に配慮したコミュニケーション力

それぞれの認知特性に合わせ、発達障害のある人たちが理解しやすく、安心感を覚えることができるようなコミュニケーションを図る力が必要です。

## 【例】

- ・ 曖昧さを苦手とする人に簡潔に分かりやすく伝える
- ・ 複数のことを同時に指示されることが苦手な人に一つずつ伝える
- ・ 言葉で言われるより目で見分ける情報の方が理解しやすい人にメモで伝える 等

## ● 発達障害への理解と気づきの視点

発達障害について正しく理解するとともに、本人の生きづらさが生じる前、あるいは生じたときに、早期に本人の発達障害に気づき、本人や保護者・家族に寄り添う視点を持って受け止めることが求められます。

- **周囲の支援者や、他の支援機関へつなぐ力**

本人の発達障害による生きづらさに気づいたとき、まずはそれを抱え込まず周囲の支援者に相談すること、また地域の社会資源を把握し、必要に応じて本人や保護者・家族を適切な支援機関等につなぐことが求められます。

## イ 障害児・者への相談支援機関

- **本人の特性に着目した、総合的なアセスメント力**

本人を取り巻く様々な要因（本人や家族の特性、生育歴、周辺環境等）を捉え、総合的に見立てるアセスメント力が求められます。

- **困り感に寄り添う力と、介入する力**

本人や家族の困り感や生きづらさに寄り添う力が重要です。

併せて、必要時に、課題解決に向けた適切な介入を行っていく力が、併せて求められます。

なお介入にあたっては、総合的なアセスメントに基づき、そのタイミングや方法等を個別に見極める必要があります。

- **本人や家族の困り感の整理と、適切な支援機関につなぐ力**

本人や家族の困り感や生きづらさの内容を整理し、必要に応じて適切な支援機関につないでいく力が求められます。

- **本人の持てる力を活かすための支援力**

本人の障害特性を個別に見立て、持てる力を引き出すことができるような支援を行う力が求められます。

## ウ 発達障害への専門性の高い支援機関

- **支援者に対する支援を行う力**

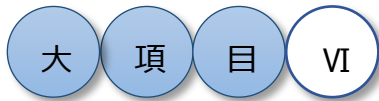
それぞれの支援者に求められる支援力を高めるための、研修等を行うことが求められます。

また、地域に出向いて、事業所へのコンサルテーションやスーパーバイズを行うなど、実践的で個別性に対応した取組を拡充していくことが求められます。

- **対象児・者に即した支援方法の確立**

今回の対象児・者に対しては、その障害特性に応じた、独自の支援方法が求められます。

しかし、その支援方法についてはまだ十分に確立していない部分も大きいいため、発達障害への支援を専門的に行う機関がその実践的ノウハウを蓄積しつつ、人材育成に資するよう養成カリキュラムとして組織的に構築していくことが求められます。


 A graphic consisting of four overlapping circles in a row, each containing a character. From left to right, the characters are '大' (Da), '項' (Kou), '目' (Me), and 'VI'. The circles are light blue with a white border and a slight shadow.

## 障害理解の促進及び普及啓発

### ● この項目の視点（ポイント）

- ✓ 大項目 I～V の取組を進める上での基礎として、発達障害への理解を深めること、さらに、多様性を尊重できる社会の実現に向けた意識を、地域社会の中に醸成することが必要です。

### VI-1 地域社会における共生の実現に向けた、社会全体の意識醸成

#### (1) 現状と課題

III-1 に記載した地域社会全体による包括的な支援体制の基盤として、地域社会における共生<sup>※12</sup>に向けた意識を醸成していくことが重要です。

近年、「発達障害」への理解が急速に進みつつあります。一方で、一部では、発達障害の特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分な場合があります。その結果、誤解が生まれかねません。

また、その障害特性が表面的に見えづらい場合には、周囲から適切な理解を得ることが一層困難になります。

#### ※12 地域社会における共生

地域社会の中で、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し合い、多様性を認めながら生きていくこと。また誰もが積極的に、地域社会に参画できること。

## (2) 求められること

社会の中では、発達障害の有無にかかわらず、誰もがそれぞれに個性や価値観を有していることを理解し、それらを認め合い、その多様性を尊重することが大切です。

その上で、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

### ■ 啓発・広報の充実

様々な機会を捉え、社会全体に向けた啓発・広報を充実させる必要があります。

なお、様々な対象者に向けて効果的に啓発・広報を行うために、行政と民間企業等がそれぞれの強みを生かしながら取り組んでいくことが必要です。

#### ア 民間企業等との協働

横浜市は、近年、民間企業等との協働に力を入れています。とりわけ障害福祉に係る普及啓発等も含めた包括連携協定を締結している大企業も数多くあることは、横浜市の特徴と言えます。

この特徴から、行政による発信と併せて、民間企業等主体の啓発・広報も重要となります。一例としては、自社従業員向けの人材育成や、発信力の強い企業（市内に多く存在するメディアやプロスポーツクラブ等を含む）による地域貢献の一環としての啓発イベント等を、横浜市が協働により支えていく手法等が考えられます。

#### イ 当事者団体・家族団体等の市民との協働

横浜市の障害福祉は、当事者団体・家族団体等と行政の協力によって先進的な施策が進められてきた経緯があります。

こうした経緯を踏まえ、行政だけでは実施困難な幅広い啓発・広報を進めていくために、障害福祉関係者を中心とした市民の主体的活動を横浜市が積極的に支援することが求められます。

#### ➤ 「世界自閉症啓発デー<sup>※13</sup>」及び「発達障害者啓発週間<sup>※14</sup>」の取組の充実

横浜市では平成23年度から、「世界自閉症啓発デーin横浜」と称して、一般社団法人横浜市自閉症協会などと連携しながら、講演会やブルーライトアップ等の市民向け啓発活動を実施しています。

こうした取組を継続的に実施するとともに、その内容を充実させていくことが求められます。

---

#### ※13 世界自閉症啓発デー

国際連合は平成19年に、全世界で自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めることを目的とし、毎年4月2日を「自閉症啓発デー」と定めることを決議した。

#### ※14 発達障害者週間

厚生労働省は、毎年4月2日から8日までを「発達障害者啓発週間」と定め、普及啓発を実施することとしている。



### ■ 「合理的配慮」と「環境の整備（基礎的環境整備）」

誰もが参加可能な、インクルーシブな地域社会を目指し、その人に合った「合理的配慮<sup>※15</sup>」を個別に提供すること、さらに、その基礎となる「環境の整備（基礎的環境整備）<sup>※16</sup>」を行うことが求められます。

---

#### ※15 合理的配慮

障害者の人権を保障し、また社会参加の機会を確保するために、それぞれの障害特性に合わせて提供される、必要かつ適当な配慮のこと。

#### ※16 環境の整備（基礎的環境整備）

合理的配慮を提供する上での、基礎となる環境を整えること（施設構造の改善、設備の整備、関係職員に対する研修の実施等）。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法（正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」の中では、行政機関等及び事業所に対して、障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を求める意思が示された際に、負担が重すぎない範囲で合理的配慮を提供すること（事業所においては、提供に努めること）を求めている。併せて、合理的配慮を行うために必要な環境の整備に努めることを求めている。

## VI-2 特に教育・就労の場面における、本人を取り巻く周囲への理解促進

### (1) 現状と課題

VI-1 で記載したように、「発達障害」への理解が急速に進みつつある一方で、障害特性等が正しく理解されていない、あるいは、多様性の尊重等への理解が不十分なまま、「発達障害だから」とラベリングしてしまうことがあります。

その結果、教育や就労の場面において、本人が持てる力を活かすことができなかつたり、生きづらさを抱えたりすることが少なくありません。

#### ○ 教育の場

##### ➤ 小学校・中学校・高等学校

市立小中学校及び特別支援学校では、「交流及び共同学習<sup>※17</sup>」（市特別支援学校においては「副学籍交流」。）による交流教育を実施し、障害理解促進に取り組んでいます。

しかし、学校・家庭・地域間において、そのねらいや方法などの共有や共通理解が十分に図られていないことから、交流及び共同学習の深まりにつながらない現状があります。

##### ➤ 高等教育機関（大学等）

「学生相談室」等で、発達障害のある学生の支援を行う大学等が増えています。

しかし、全ての教職員や学生が、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法、就職や卒業後の社会参加にあたって必要な支援を十分に理解しているとはいえない状況です。

このため、本人が社会参加に向けた準備を十分に出来ないことがあります。

#### ○ 就労の場

企業等の中で、発達障害の特性や合理的配慮の提供方法が理解されていないことや、発達障害者の受入れ態勢が整っていないこと等により、本人の苦手なことが目立ってしまったり、持てる力を十分に発揮することが出来なかつたりする場合があります。

#### ※17 交流及び共同学習

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校等が行う、障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動すること（平成31年3月 文部科学省「交流及び共同学習ガイド」より）。



## (2) 求められること

### ■ 多様性の尊重

多様な人々が多様な価値観を持って一緒に学んだり、働いたりすることができる社会の実現が求められます。

そのためにはまず、誰もがそれぞれに特性を持ち、「得意なこと」、「苦手なこと」があるということが理解され、尊重されることが重要です。

### ■ 障害理解の促進と、合理的配慮の展開

教育機関・企業等に対し、発達障害の特性に関する正しい理解を促進することが必要です。

さらに、本人及び教育機関・企業等が、本人の「得意なこと」、「苦手なこと」を理解し、個別化された合理的配慮や工夫を提供することで、社会生活上のつまずきを減らしていくことが求められます。

### ○ 教育の場

#### ➤ 小学校・中学校・高等学校

交流及び共同学習においては、交流実施前の準備段階で、一人ひとりの実態に応じた適切な交流及び共同学習に向け、学校・家庭・地域間での共通理解の場を設けることが必要です。

また教員は、児童生徒を「発達障害では」とラベリングするのではなく、「このような特徴がある子ども」という理解で対応を工夫することが必要です。発達障害に気づき、適切な対応ができるようになるために、座学で基礎を学ぶことに加え、学校現場での継続的な学びが求められます。併せて小中学校においては、特別支援学校教諭免許を保有する教員を増やし、障害理解促進につなげることも必要です。

#### ➤ 高等教育機関（大学等）

大学や「学生支援室」の教職員等が、発達障害者の支援方法や就労時における発達障害者特有の課題についての理解を深め、適切な支援をすることが求められます。

### ○ 就労の場

本人の「得意なこと」と「苦手なこと」を企業等が理解し、「苦手なこと」への合理的配慮等の提供と併せて、本人の持てる力を十分に発揮できる方法を考えていくことが必要です。

また、本人の障害特性を踏まえ、多様で柔軟性のある働き方（勤務日数・時間、業務内容等）の実現を進めていくことが求められます。

なお、これらの実践にあたっては、必要に応じ、発達障害者支援・就労支援・若者自立支援等の様々な専門機関と連携して取り組んでいくことが有効です。

(記入中)

# 資料編

## 内 容

- 1 答申に至るまでの検討経過（43 ページ）
- 2 令和元年度 発達障害検討委員会 委員名簿（45 ページ）
- 3 意見聴取対象者名簿（46 ページ）
- 4 「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」に関する基礎情報（47 ページ）
- 5 教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)（51 ページ）
- 6 横浜市の相談支援機関について（55 ページ）

【注】資料4については、今後時点更新予定です。

## 1 横浜市障害者施策推進協議会

回数 (令和元年度)	開催日	内容
第1回	令和元年6月1日	市長からの諮問に対し、同協議会の専門委員会である発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定
第2回	令和元年10月25日	検討の進捗状況について確認 答申提出時期、及び検討スケジュールについて確認
第3回	令和2年3月24日	答申内容の最終確認

## 2 横浜市発達障害検討委員会

回数	開催日	内容
第48回	令和元年6月26日	市長からの諮問に対し、発達障害検討委員会にて検討を進めることを確認
第49回	令和元年9月18日	関係者への意見聴取にて聴取された内容の共有及び内容の検討
第50回	令和元年12月23日	答申（案）の内容に関する検討
第51回	令和2年2月12日	答申（案）内容の最終確認・検討

※ この他、委員からの意見聴取を適宜実施した。

## 3 関係者への意見聴取

発達障害検討委員会での検討内容を深めるため、令和元年6～9月にかけて、障害児・者やその家族、及び医療・保健・福祉・教育・労働等分野の関係者（計18名）への意見聴取を実施した。

※ 意見聴取対象者一覧は、資料3（46ページ）を参照。

【イメージ図】

1 横浜市長より諮問（元年5月27日）

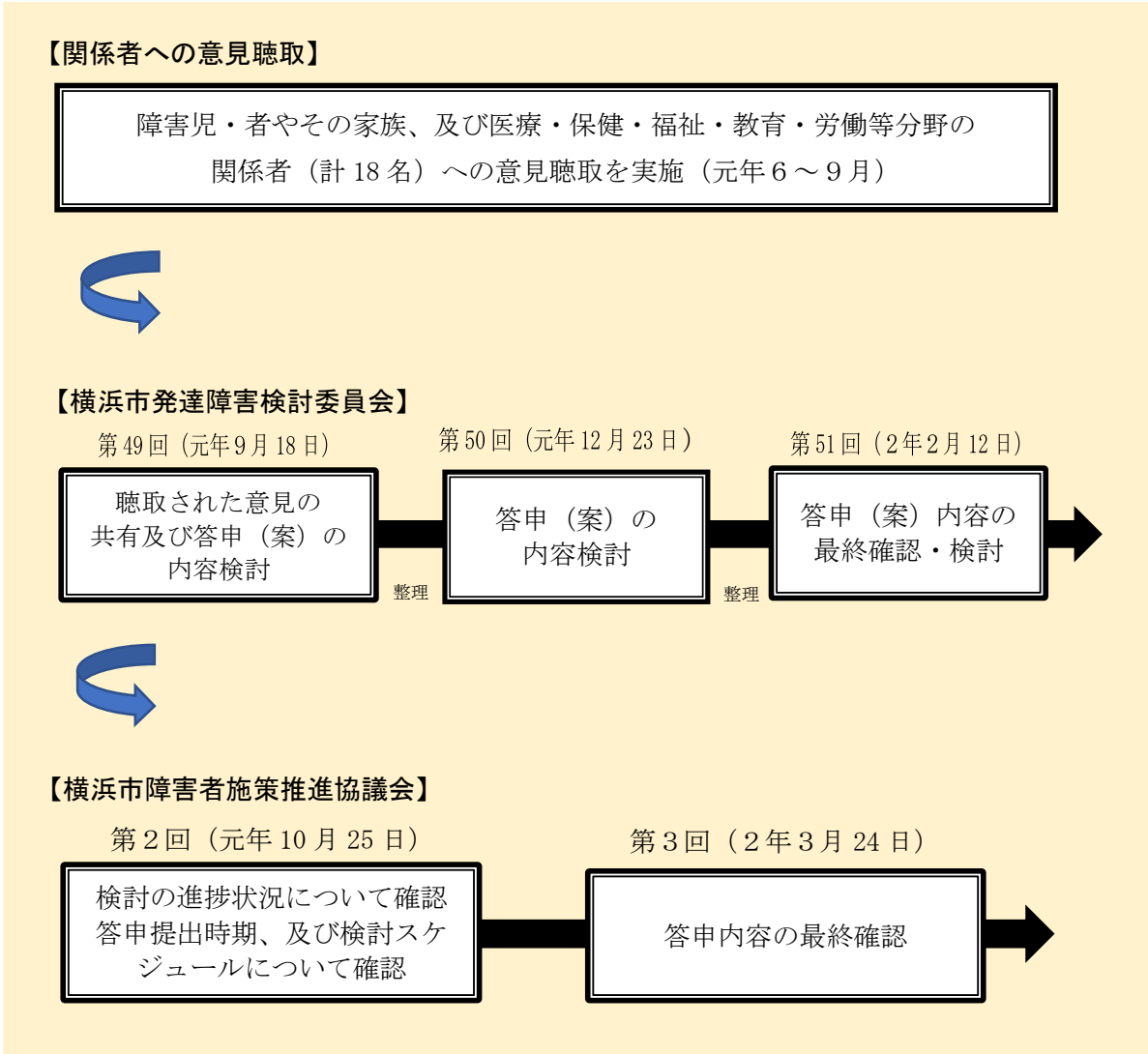
【第1回障害者施策推進協議会（令和元年6月1日）】

諮問に対し、同協議会の専門委員会である発達障害検討委員会にて検討を進めることを決定

【第48回発達障害検討委員会（令和元年6月26日）】

諮問に対し、発達障害検討委員会にて検討を進めることを確認

2 答申作成に向けた検討（元年6月～2年2月）



資料編

3 横浜市長へ答申を提出（2年3月）

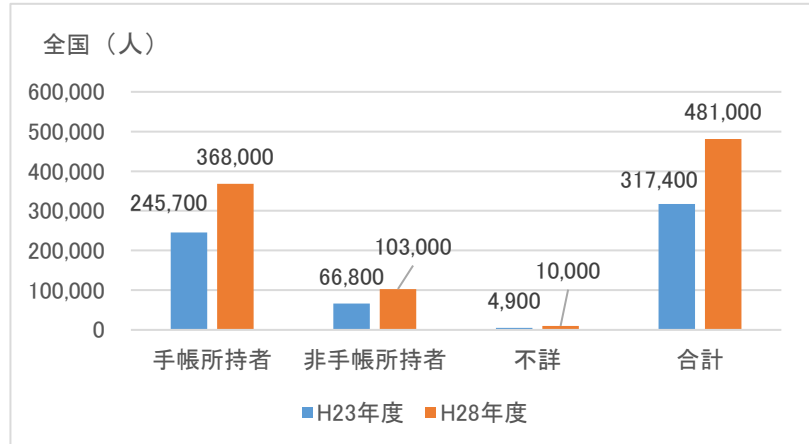
		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
4	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	寺田 純一	かながわ地域活動ホーム ほのぼの
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	安藤 壽子	NPO法人 L' enfant Plaza (らんふあんぷらざ)
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	西尾 紀子	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	横浜市自閉症児・者親の会

		氏 名	所 属
1	学識経験者	井上 雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科 臨床心理学講座
2	学識経験者	日戸 由刈	相模女子大学人間社会学部
3	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	藤嶋 享	神奈川区生活支援センター
4	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	浮貝 明典	NPO法人 PDDサポートセンター グリーンフォーレスト
5	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	鈴木 慶太	株式会社K a i e n
6	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	伊藤 美穂	横浜市東部地域療育センター
7	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	遠藤 剛	地域療育センターあおば
8	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市学齢後期発達相談室くらす
9	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	長門 久美子	横浜市井土ヶ谷保育園
10	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	福田 誠	たまプラーザ もみじ保育園
11	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	檜木 元生	あけぼの幼稚園
12	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	塚原 健	NPO法人 レクタス
13	障害児・者やその家族	鈴木 仁	Y P S 横浜ピアスタッフ協会
14	教育関係者	大谷 珠美	横浜市立六浦小学校
15	教育関係者	冢田 三枝子	横浜市立仏向小学校
16	教育関係者	大山 美香	横浜市立仏向小学校
17	教育関係者	林 直美	横浜市立西中学校
18	教育関係者	福田 有志	横浜市立左近山中学校

(※1) 『軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者』の大幅な増加について

## 1 厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

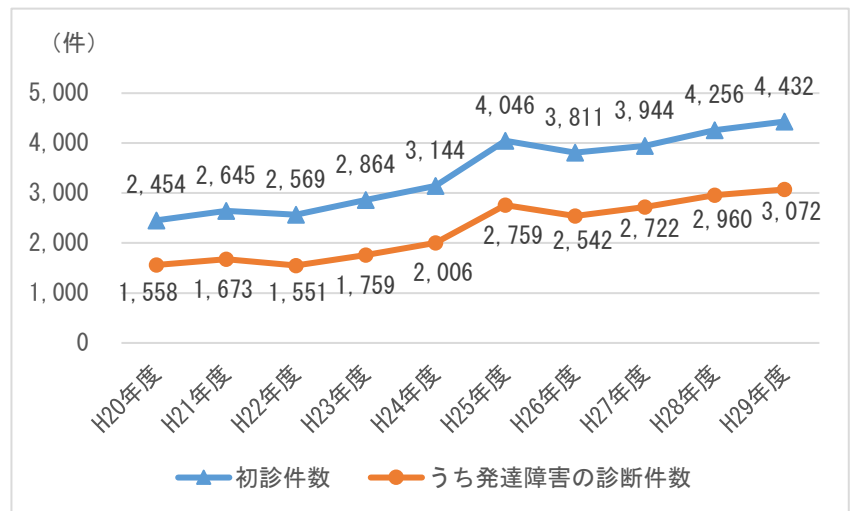
### 発達障害と診断された者の数



## 2 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

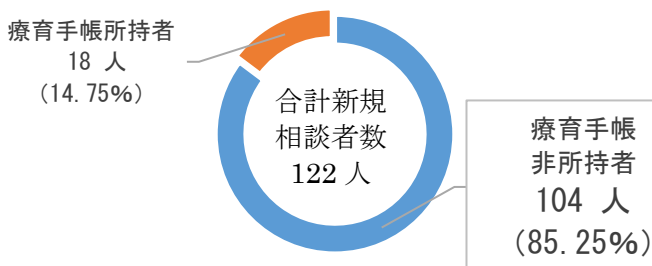
### 地域療育センター初診件数と発達障害の診断件数

※ ここでの「発達障害」は、知的な遅れの有無を問わない。



## 3 発達障害に関する専門相談支援機関への新規相談者のうち、療育手帳非所持者（H29年度）

### (1) 学齢後期発達相談室「くらす」



### (2) 発達障害者支援センター

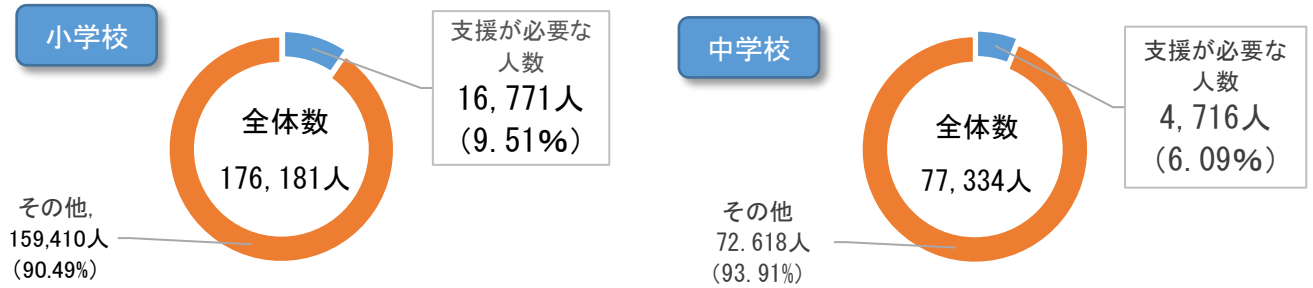




## 4 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

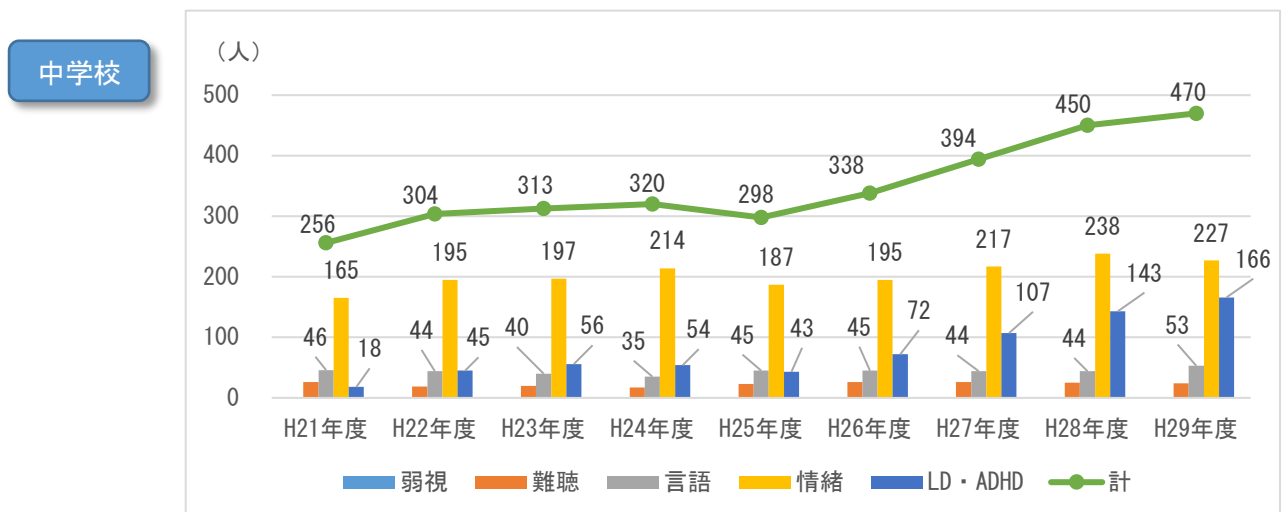
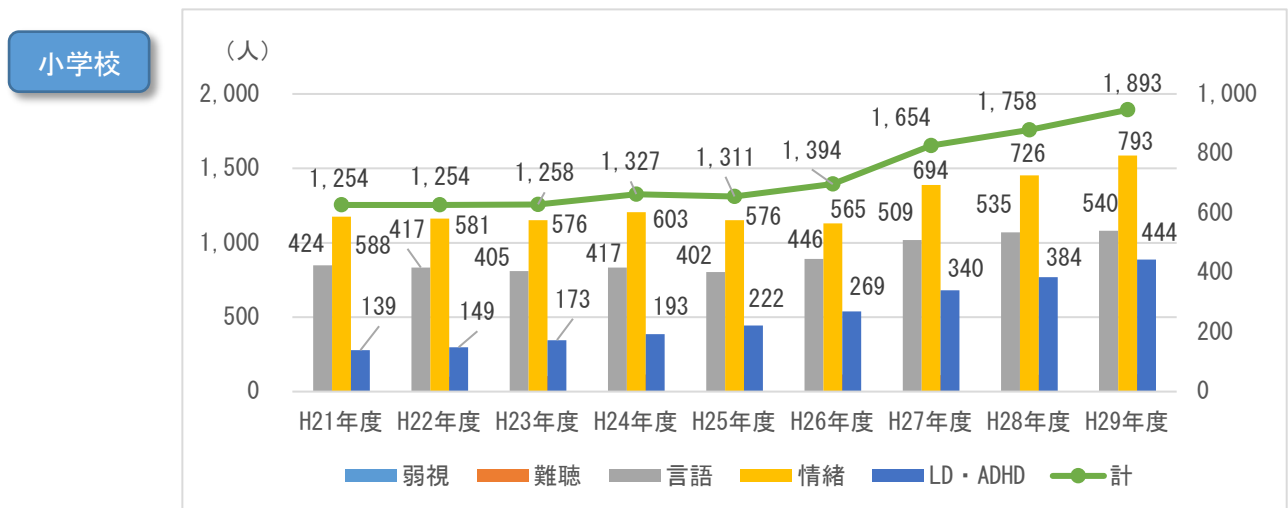
H29年度「発達障害のある児童生徒に関する調査」より

※ 手帳および診断の有無を問わない調査のため、あくまで参考値。

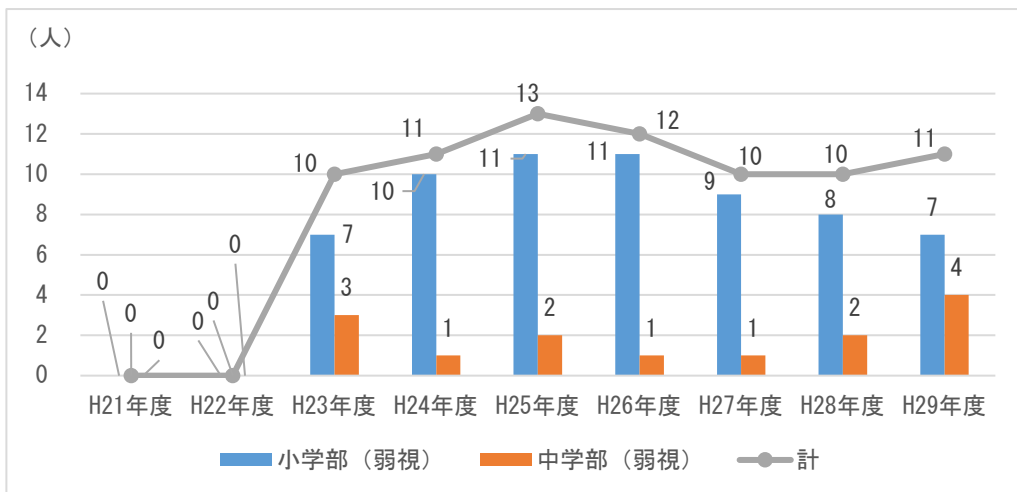


## 5 通級指導教室在籍児童生徒数

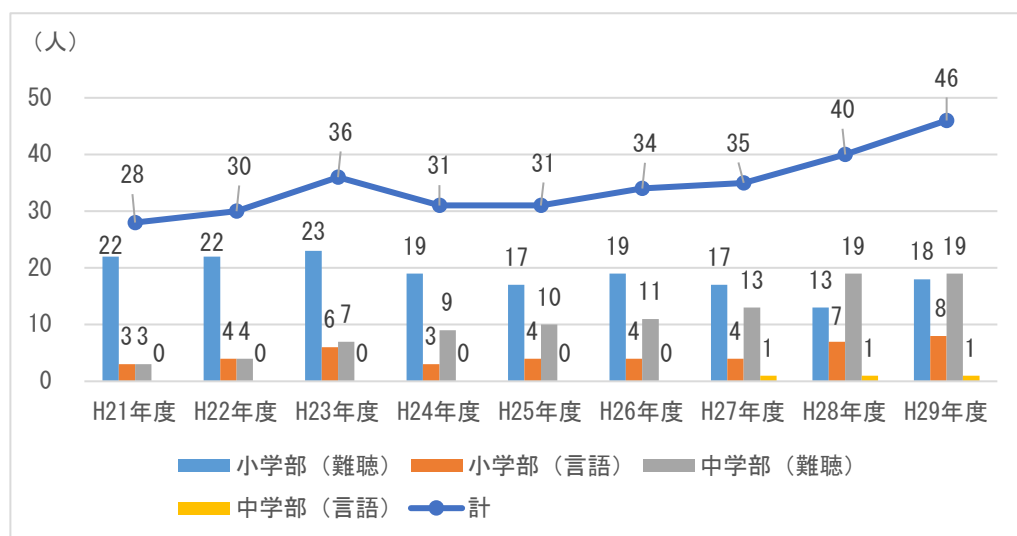
通級指導教室児童生徒数



## 盲特別支援

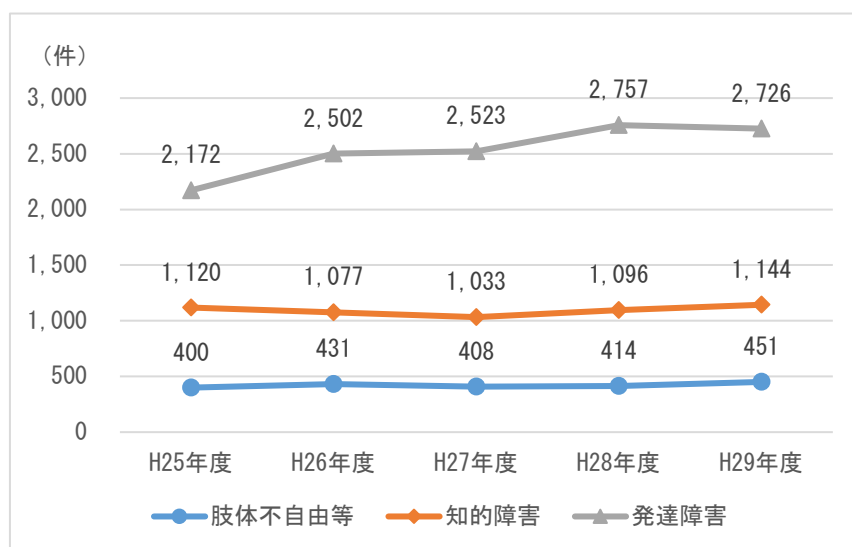


## ろう特別支援



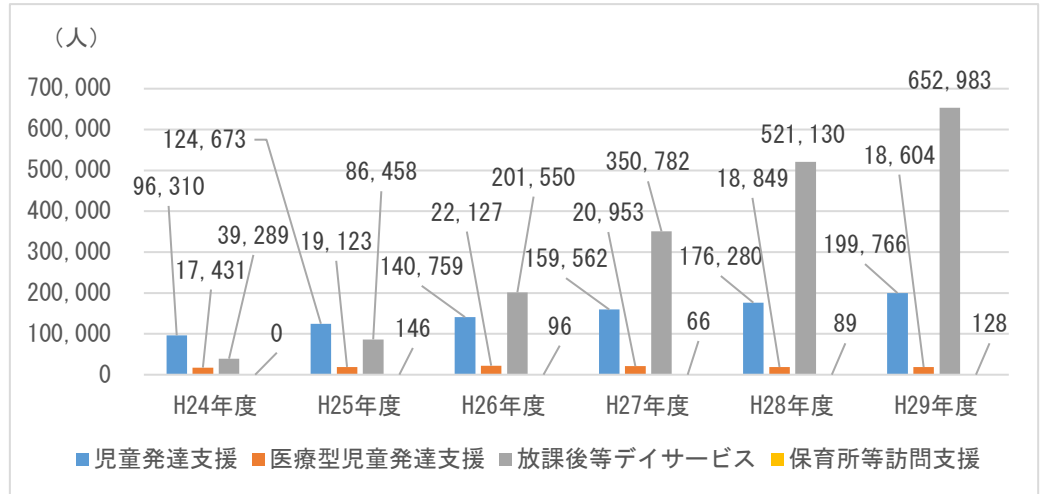
## 6 障害種別就学・教育相談件数

### 障害種別就学・教育相談件数

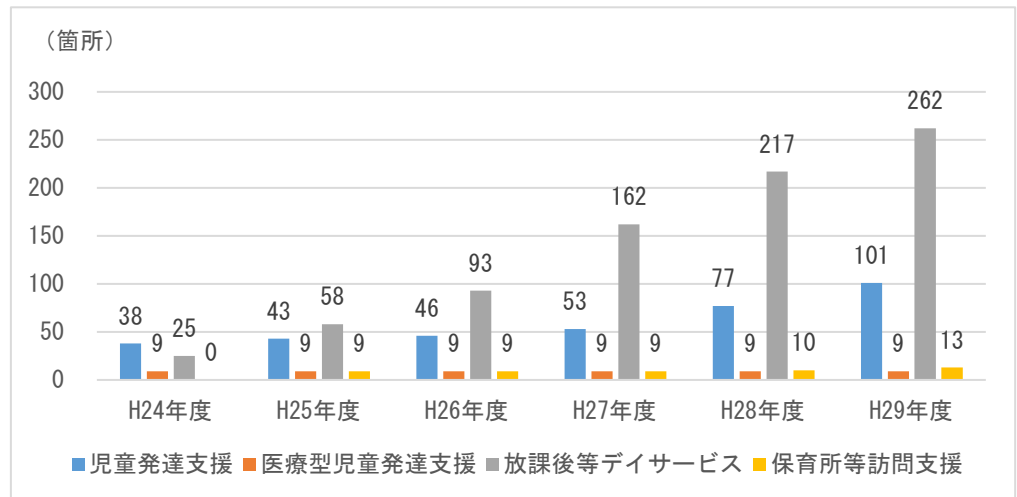


## 1 児童福祉法に基づくサービス

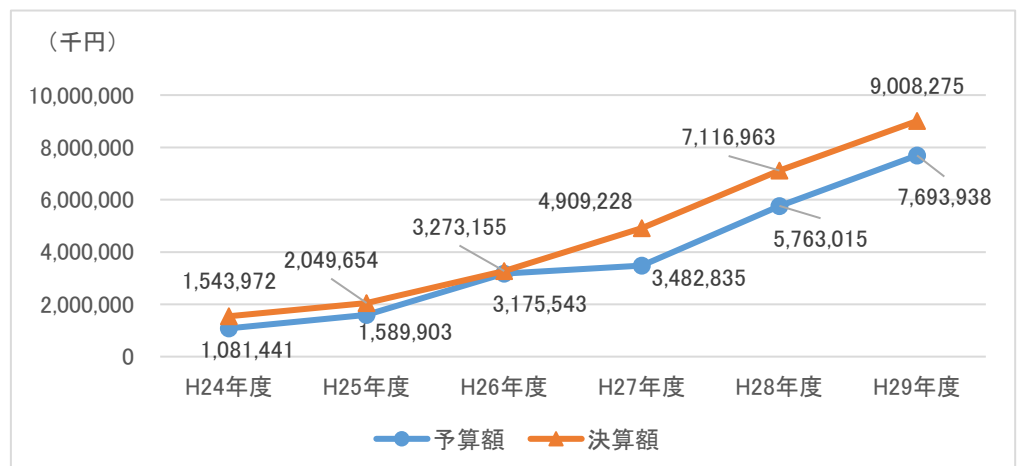
### 延べ利用人数



### 事業所数



### 横浜市における 予算・決算額 (障害児通所支援)



30文科初第357号  
障発0524第2号  
平成30年5月24日

各都道府県知事  
各指定都市市長  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
附属学校を置く各国公立大学法人学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の 殿  
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

#### 教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）

教育と福祉の連携については、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等（以下「学校」という。）と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されているところであり、各地方自治体において、教育委員会や福祉部局の主導のもと、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備が求められている。

特に、発達障害者支援については、発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されており、「個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、その意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行われなければならない」とされている。こうした課題を踏まえ、文部科学省と厚生労働省では、昨年12月より、両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトにて検討を行い、このたび、本年3月に別添1のとおり「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（以下「報告」という。）を取りまとめたところである。

両省においては、報告を踏まえ、今後さらに施策の充実を図ることとしており、貴職におかれても報告の趣旨を踏まえ、下記について積極的な取組をお願いしたい。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）及び関係機関等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては、附属学校に対して、このことを十分周知し、本通知の運用に遺漏のないようご配慮願いたい。

## 1 教育と福祉の連携を推進するための方策について

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係 部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要であることを踏まえ、以下の取組を促進すること。

### (1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、障害のある子供の情報が双方の現場で共有されにくいことを踏まえ、各地方自治体は、教育委員会と福祉部局が共に主導し、学校と障害児通所支援事業所等との関係を構築するための「連絡会議」などの機会を定期的に設けること。その際、各地方自治体は、別添2の地方自治体の実践事例等を参考に、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会等の既存の協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

### (2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

例えば、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、放課後等デイサービスについての教職員の理解が深まっていないために、対象児童生徒の学校における様子などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。これを踏まえ、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が連携し、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、小・中学校や特別支援学校の校長会、教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保し、学校の教職員等に対して制度の周知を図ること。

また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園等の子供とその保護者が集まる場には、発達障害に関する知識を有する専門家を派遣する、巡回支援専門員整備事業を活用するなどし、発達障害についての知識や対応技術の普及を促すこと。

### (3) 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化について

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていない等により、両者の円滑なコミュニケーションが図れず連携ができていない。他方、個々の障害児に対する支援計画については、各学校において個別の教育支援計画を、障害児通所支援事業所等において個別支援計画を作成している。こうした状況を踏まえ、学校と障害児通所支援事業所等間の連携方策について、別添2の地方自治体の実践事例を参考に検討し、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の仕組みを構築すること。

## 2 保護者支援を推進するための方策

障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ、各地方自治体においては、以下に示す支援等に取り組むこと。

### (1) 保護者支援のための相談窓口の整理について

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、

保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局が連携し、別添3に示した相談窓口を一元化している地方自治体の事例等を参考に、教育委員会や福祉部局等の関係部局及び教育センター、保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこの部署や機関に相談すればよいのかを分かりやすく示すこと。

なお、相談の対応に際しては、以下の2(2)で作成したハンドブックを活用するなど、担当以外の職員であっても適切な窓口を紹介できるようにすること。

## (2) 保護者支援のための情報提供の推進について

保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけることに苦労したり、相談窓口がわからず、誰に相談してよいのかわからないということがある。これを踏まえ、各地方自治体においては、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成すること。

さらに、各地方自治体がハンドブックを作成する際には、別添4を参考に、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先等など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。

## (3) 保護者同士の交流の場等の促進について

周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、障害のある子供の保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合があることを踏まえ、各地方自治体においては、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援を実施すること。

また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び、子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングによる支援を行うこと。

さらに、教育委員会においても、福祉部局と連携しつつ、就学相談、教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。

## (4) 専門家による保護者への相談支援について

障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的知識を有する者が不足していることを踏まえ、各都道府県は、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修を積極的に開催すること。

### 【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
特別支援教育課支援総括係 齊藤  
TEL : 03-5253-4111 (内線 3254)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係 当新  
TEL : 03-5253-1111 (内線 3038)

別添 1. 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告（平成 30 年 3 月 29 日 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

別添 2. 教育と福祉の関係部局・機関の関係構築の場として、既存の会議を活用した事例及び学校と障害児通所支援事業所等との連携の実践事例

- ① 徳島県
- ② 大阪府箕面市

別添 3. 相談窓口一元化の実践事例

- ① 東京都日野市
- ② 新潟県三条市

別添 4. 保護者支援のためのハンドブック作成にあたってのポイント

（参考 1）栃木県宇都宮市の例：

「発達障がいを正しく理解しよう！（乳幼児期編）」リーフレット、パンフレット

<http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogai/hattatsu/1004265.html>

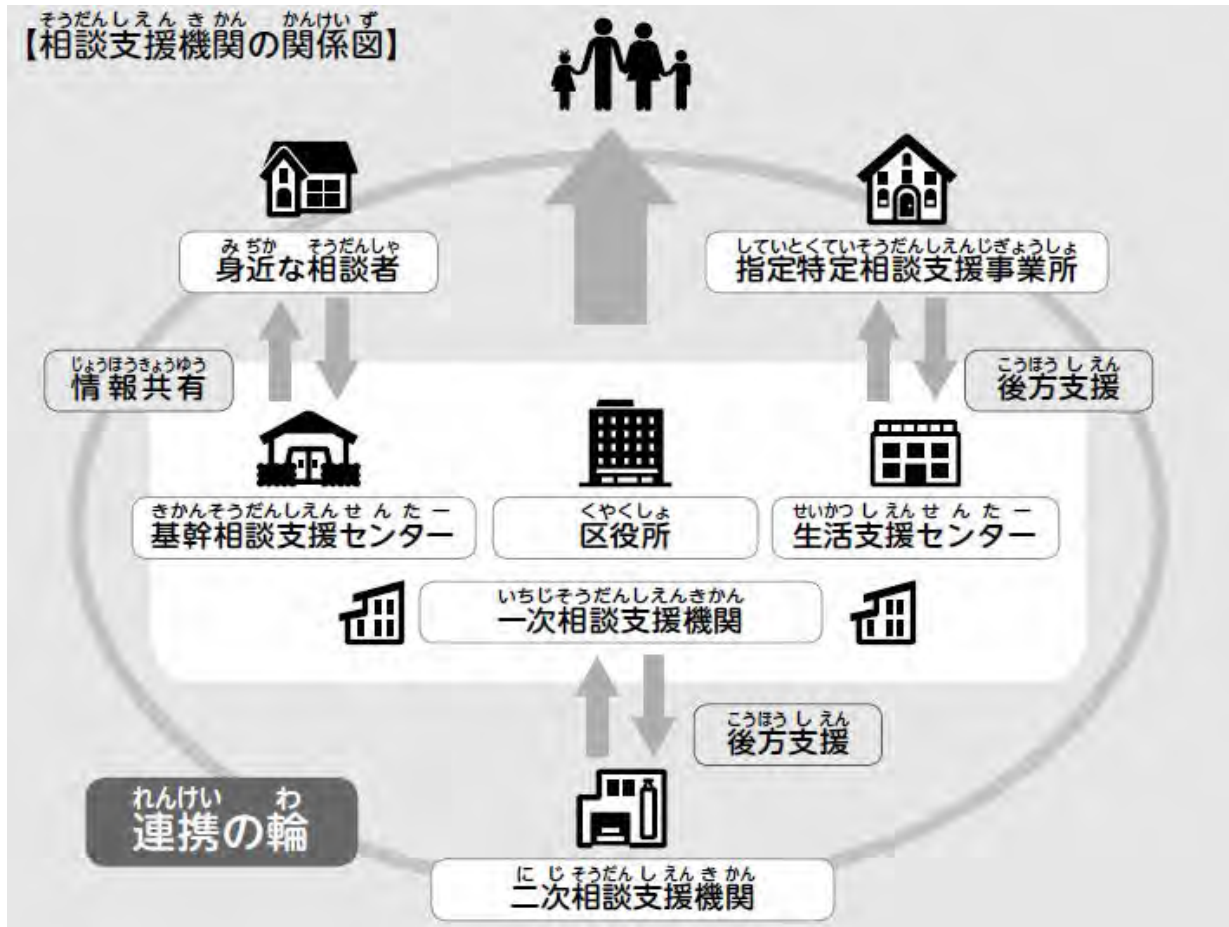
（参考 2）富山県の例：

「ひとりじゃないよ（学齢期）発達障害支援ハンドブック」ハンドブック

[http://tym-ariso.org/not\\_alone.html](http://tym-ariso.org/not_alone.html)



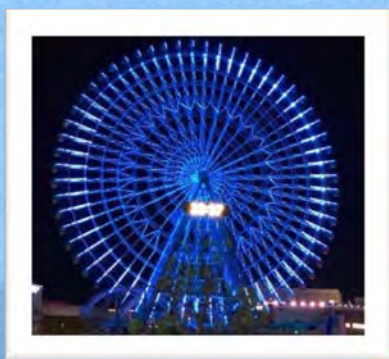
横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局「第3期 横浜市障害者プラン改訂版」より抜粋



分類	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	がっこう、施設、医療機関、近隣住民、サービス提供事業者、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、ピア相談センターなど
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	かくしていどくてい相談支援事業所
いちじ相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	はうがいしゃちいきかどうほ、むそだんしえんたんと、せいかつしえんせんた、障害者地域活動ホーム相談支援担当、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
にじ相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	はうがいしゃこうせいそだんじよ、このころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜療育医療センター、てらんひろば、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者支援センター、小児療育相談センター、学齢後期発達相談室くらす







「世界自閉症啓発デーin 横浜 2019」より

軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な  
遅れを伴わない発達障害児・者への  
具体的施策の展開について【答申】

---

令和 2 年 3 月  
横浜市障害者施策推進協議会



令 和 2 年 度

# 予 算 概 要

健 康 福 祉 局

## IV 生活基盤の安定と自立の支援

30	生活保護・生活困窮者自立支援事業等		<p><b>事業内容</b></p> <p>本市におけるセーフティネット施策を充実させるために、生活保護制度及び、生活困窮者自立支援制度における自立支援をさらに拡充し、一体的な実施を進めます。</p> <p><b>1 生活保護費（法定分） 1,250億9,983万円</b></p> <p>生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金、施設事務費を支給します。</p> <p><u>(1) 被保護世帯 53,898世帯</u>（元年10月 53,891世帯）  <u>(2) 被保護人員 68,576人</u>（元年10月 68,920人）</p> <p>※被保護世帯及び被保護人員は2年度見込み</p> <p><b>2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】〈拡充〉 4億9,750万円</b></p> <p>(1) 就労支援事業</p> <p>18区全ての区役所内に設置したジョブスポットとの連携による求職活動の支援や、求職者のニーズにあわせた求人開拓などにより、早期就労に向けた支援をします。また直ちに一般就労に就くことが難しい方に対し、きめ細かな支援を展開します。</p> <p><u>(2) 被保護者家計改善支援事業〈拡充〉</u></p> <p><u>将来の自立した生活に向けて、支出の見直しや貯蓄など、家計改善が必要な方へ支援の対象を広げるとともに、相談時間数を拡充します。</u></p> <p><b>3 生活困窮者自立支援事業【中期】〈拡充〉 5億6,770万円</b></p> <p>生活困窮者に対し、自立に向けた就労支援を積極的に進めるとともに、相談者の状況に応じて就労訓練の場の提供や家計管理の支援など多面的な相談支援を行います。</p> <p><u>(1) 自立相談支援事業〈拡充〉</u></p> <p>各区に自立相談支援員を配置し、きめ細かな相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援員の2人増 計40人（元年度：38人）</li> </ul> <p>地域ケアプラザ等の関係機関と連携して、生活困窮者の早期把握や自立した生活を支えるためのネットワークづくりに向けた事業等の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ネットワーク構築支援事業の充実：18区（元年度：18区）</li> </ul> <p><u>(2) 就労訓練事業の推進〈拡充〉</u></p> <p>自治体による認定を受けた事業所が、就労に困難を抱えた生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供し支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者を被保護者向けに全区にて実施（元年度：6区）</li> </ul> <p><u>(3) 寄り添い型学習支援事業〈拡充〉</u></p> <p>貧困の連鎖の防止に向け、将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校等に行っていない子どもも含めた高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を18区で実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の受入枠の拡大：145人増 計1,200人（元年度：1,055人）</li> <li>・高校生世代支援事業の実施：18区（元年度：モデル7区）</li> </ul>
本年度	1,261億8,503万円		
前年度	1,276億2,243万円		
差引	△14億3,740万円		
本年度の財源内訳	国	932億3,430万円	
	県	—	
	その他	16億9,569万円	
	市費	312億5,504万円	
<p><b>4 「8050問題」対策事業【基金】〈新規〉 2,000万円</b></p> <p><u>中高年のひきこもり状態にある方とご家族の支援に向けた準備を行う体制をつくり、相談モデル事業や対応策の調査・研究等を実施します。</u></p>			

31	援護対策事業		<b>事業内容</b> 寿地区住民やホームレス等住居を持たない生活困窮者及び中国残留邦人等を対象に支援を行います。
本年度	14億9,269万円		<b>1 寿地区対策</b> <span style="float:right">6,887万円</span> (1) 寿生活館運営事業 (2) 寿地区対策事業 (3) 寿福祉プラザ運営事業
前年度	15億3,740万円		<b>2 寿町健康福祉交流センター等の運営〈拡充〉</b> <span style="float:right">2億1,543万円</span> <u>元年6月に供用開始した横浜市寿町健康福祉交流センター及び、ことぶき協働スペースを通年で運営し、寿地区をはじめとする市民の福祉保健医療の充実、健康づくり・介護予防、社会参加の取組等を進めるとともに、地区内外との交流を促進します。</u>
差引	△4,471万円		
本年度の財源内訳	国	8億4,245万円	<b>3 ホームレス等自立支援事業</b> <span style="float:right">4億485万円</span> 生活自立支援施設はまかぜで、ホームレス等の就労や福祉制度の利用による自立を推進します。
	県	—	
	その他	467万円	<b>4 中国残留邦人等援護対策事業</b> <span style="float:right">8億354万円</span> 中国残留邦人等に対し、生活支援のための給付や日本語教室受講等の支援を行います。高齢化が進み、支援対象世帯数は微減しつつあります。
	市費	6億4,557万円	

### いわゆる「8050問題」とは

従来、「ひきこもり」の問題は、子ども・若者が対象として捉えられてきましたが、近年は中高年も含む事象となっています。

特に80代の親がひきこもり状態にある50代の子を支えることで、親の介護の問題等も含めて課題が多様化・複雑化してしまい、「いわゆる「8050問題」」とも称された新たな社会問題として、メディア等でも大きく取り上げられ、相談も増えています。

本市が30年3月に発表した調査結果では、40～64歳のひきこもり状態にある方を約12,000人と推計しています。

また、内閣府が31年3月に発表した調査結果によると40～64歳のひきこもり状態にある方は全国で約613,000人に上るとの推計があり、さらに、「初めてひきこもり状態になった年齢」の設問では、40歳以上が57.4%と半数を上回っている状況です。

こうした結果を踏まえると、子どものころからひきこもり状態にある方も多い状況ですが、中高年になってから、リストラ等による離職や人間関係、病気などをきっかけにひきこもり状態になる場合も多くあることがわかります。

「ひきこもり」の問題は、子ども・青少年からの「切れ目ない支援」も大切ですが、40歳以上のひきこもり状態にある方の場合は、その家族も含めて地域の中で孤立してしまっていることも考えられますので、見守りによる早期発見の取組やアウトリーチによるアプローチ等の支援が不可欠です。

このように、いわゆる「8050問題」は、様々な課題がありますが、“ひきこもり状態にある方とその家族の意向を踏まえ、多様な「自立」と安心できる「生活」を実現すること”を目標に世帯を支援することが重要であると考えています。

そのためには、これまでの施策を活かしながら、全年齢を対象とした総合的な対応策の検討が求められています。